



第5次

松前町総合計画

【改訂版】

愛媛県 松前町 令和7年3月

はじめに



松前町長 田中 浩介

町民の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、松前町は、「生きる喜び あふれる まち まさき」を将来像として、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とする第5次松前町総合計画を策定し、これまで各施策を進めてまいりました。

本計画は、町民の皆様にとってまちづくりに参画・協働するための共通目標であり、町行政にとってはまちづくりを進めるための経営指針となる松前町の重要な計画です。そして、本計画の基本計画部分は、状況の変化に対応するために5年ごとに見直しを行うこととしており、本年、計画策定から5年が経過したことから、この度見直しを行いました。

今回の見直しにあたっては、町民の皆様のまちづくりに対する想いや将来への展望をアンケートで伺ったほか、様々な分野の有識者の方で構成される松前町総合計画審議会の御意見も反映させていただきました。

今後とも、町民一人ひとりの幸せにつながる明るく豊かな未来を創造するために本計画に掲げる各施策を進めてまいりますので、町民の皆様の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和7年3月

目 次

第1編 序論	1
第1章 計画策定の方針	2
01 計画策定の目的	2
02 計画の役割と構成、特徴	3
第2章 本町を取り巻く状況	5
01 踏まえるべき時代潮流	5
02 本町の概況	8
03 町民の意向	11
04 まちづくりの主要課題	15
05 SWOT分析	19
第3章 松前新時代への展望	20
01 明日に生かす特性・資源	20
第2編 基本構想	23
第1章 本町の将来像	24
01 目指す将来像	24
02 まちづくりの基本目標	25
03 基本目標と基本施策	26
第2章 人口の目標と土地利用の方針	30
01 人口の目標	30
02 土地利用の方針	31
第3章 関連計画等の位置付け	34
01 総合戦略との関係	34
02 SDGsを踏まえた施策の展開	35
第3編 基本計画	39
第1章 安全・安心な生活環境づくり	40
01 消防の充実	40
02 防災・減災の促進	42
03 防犯・交通安全の充実	44
04 環境保全と景観の創造	46
05 循環型社会形成の推進	48
06 公園・緑地・水辺の保全	50
07 コミュニティの育成	52
08 消費者行政の推進	54

第2章	笑顔で暮らせる健康づくり	56
01	地域福祉の充実	56
02	高齢者支援の充実	58
03	障がい者・児支援の充実	60
04	子育て支援の充実	62
05	健康づくりの推進	64
06	社会保障の充実	66
第3章	豊かな心を育む人づくり	68
01	学校教育の充実	68
02	生涯学習の推進	70
03	スポーツの振興	72
04	文化芸術の振興	74
05	青少年の健全育成	76
06	国際化、交流活動の推進	78
07	男女共同参画社会の実現	80
08	人権の尊重	82
第4章	活力あふれるにぎわいづくり	84
01	農水産業の振興	84
02	商工業の振興	86
03	観光・交流機能の創出	88
04	雇用・就労環境の整備	90
第5章	快適で暮らしやすい基盤づくり	92
01	上・下水道の整備	92
02	土地の有効利用	94
03	市街地の整備	96
04	住宅施策の推進	98
05	道路・交通網の充実	100
06	協働のまちづくりの推進	102
07	情報化の推進	104
08	持続可能な自治体運営	106
第4編	関連計画	109
第1章	松前町まち・ひと・しごと創生総合戦略	110
第2章	松前町DX推進基本方針	118
資料編		125
	諮問	126
	答申	127
	松前町総合計画審議会委員名簿	128
	計画見直し経緯	129

第 1 編 序論



第1章 計画策定の方針

01 計画策定の目的

松前町は、目指す将来像を「生きる喜び あふれる まち まさき」とし、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とする第5次松前町総合計画を令和2年3月に策定しました。

総合計画では、将来像実現に向けて、「いきいき（心も体も元気いっぱい）」、「きらきら（まちも人もおしゃれに輝く）」、「わいわい（町民みんなが主役）」の3つの基本目標により、「安全・安心な生活環境づくり」、「笑顔で暮らせる健康づくり」、「豊かな心を育む人づくり」、「活力あふれるにぎわいづくり」、「快適で暮らしやすい基盤づくり」の5つの基本施策を設定し、さらにこれらに基づいて示した基本計画を基に各種事業を実施してきました。

現代社会は、予測不能である様々な影響によりめまぐるしく変化しており、多様化する地域の課題に対応できるまちづくりが求められるため、基本計画部分においては5年ごとに見直しを行うこととしています。

このことから、当計画策定から5年を経過したため、本町を取り巻くさまざまな状況に的確に対応し、持続可能となるまちづくりの指針となるよう、第5次松前町総合計画の見直しを実施しました。

(1) 計画の役割

総合計画は、自治体の全ての行政活動の基本となる最上位計画です。本計画は、こうした位置付けを基本に、松前町総合計画条例（平成30年松前町条例第7号）第3条に基づき、次のような役割を持つ計画として策定したものです。

町民にとっては

まちづくりに参画・協働するための共通目標

町民に対し、これからのまちづくりの方向性や必要な取組を示し、町民がまちづくりに主体的に参画・協働するための共通の目標となるものです。

町行政においては

まちづくりを進めるための経営指針

町行政においては、持続可能な自治体経営を行い、さまざまな施策を総合的に推進するための指針となるものです。

国・愛媛県・周辺市町に対しては

必要な施策を要請していくための町の主張

国や愛媛県、周辺市町に対しては、必要な施策を要請していくための基礎となるものであり、我がまち松前町の主張を示すものです。

(2) 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。それぞれの構成と期間は、次のとおりです。

基本構想

基本構想は、本町の特性や課題を総合的に勘案し、目指すまちの姿である将来像と、その実現に向けたまちづくりの基本目標や基本施策を示したものです。

計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、今後推進する主要な施策を行政の各分野にわたって体系的に示したものです。

計画期間は、基本構想と同じく令和2年度から令和11年度までの10年間とします。なお、社会・経済情勢の変化に対応し、5年ごとに見直しを行うものとします。

実施計画

実施計画は、基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や財源、実施年度等を示したもので、別途策定するものとし、毎年度見直しを行います。

令和	2年度 (2020)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度 (2029)
基本構想	10年									
基本計画	5年					5年				
実施計画	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年

第2章 本町を取り巻く状況

01 踏まえるべき時代潮流

(1) 人口減少、少子高齢化の進行

日本の人口は、平成20年をピークに減少局面に入り、2056年には1億人を下回ると推計されています。

出生数が減少し続ける一方、令和7年には団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）に達するなど、少子高齢化による人口構造の変化が見込まれます。

少子高齢化に伴う人口減少によって、医療・介護・年金等に要する社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う経済規模の縮小、空家の増加、地域公共交通の縮小、地域コミュニティの衰退、伝統文化・技術の継承の問題等、社会生活においてさまざまな悪影響が生じることが懸念されます。

そのような中、国と地方公共団体は、「人口ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少に歯止めをかけるため、人材・子育てへの支援、地域課題解決、雇用の質の確保・向上の3点の好循環を確立する取組を行っています。

(2) 安全・安心への意識の高まり

全国各地で台風や集中豪雨、大規模な地震等が発生している中、暮らしの安全の確保がまちづくりの大切な要素となっています。

大規模災害時には、役場・役所自体が被災したことで行政機能が維持できず、災害への対応が十分にできなかったことや、豪雨災害では気候変動等による豪雨の増加や広域災害にどのように対応するかが課題として挙げられており、災害に強いまちの整備と合わせ、災害時における住民の自助・共助の取組が求められています。

また、今後、南海トラフ巨大地震の発生が予測されている中、本町を含む愛媛県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、同地震への防護や円滑な避難の確保、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等、人的被害を軽減するための地震防災対策の推進を図り、あらゆる分野で安全・安心の視点を重視したまちづくりを進めていくことが求められています。

(3) 高度情報化社会への対応

高度情報化社会の到来により、多様で大量の情報が入手可能となり、人々の生活スタイルや経済活動等、社会のあり方全般に大きな影響を与えています。

国では、経済発展と地域課題の解決を両立するSociety5.0として、ICTを活用した新たな付加価値産業の創出、人工知能（AI）や第5世代（5G）移動通信方式等を活用した地域活性化等、新たな政策を推進しています。

また、ICTの進展により、ネットワークにつながることで、居住地や雇用形態にとらわれずグローバルな仕事をするのが可能となったほか、人工知能（AI）の急速な進展は、働き方だけでなく仕事のあり方自体にも今後大きな変革をもたらすと考えられています。

そのような状況において、安心して多様な働き方が選択できる環境の整備や、これからの地域産業を担っていく人材の育成を図ることが求められる一方、情報の過多による正しい情報の享受・活用等の課題が生じていることから、今後は、高度情報化の進展を見据えながら、ICTやAI等を活用したまちづくりを進めることが求められています。

(4) 子育て支援、学びの充実

国では、保育の受け皿確保、幼児教育の無償化等、子育て支援の充実に向けた取組が図られています。

また、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長できる社会の実現を目指し、就学支援や生活支援の充実、保護者に対する就労の支援等、子どもの貧困対策が総合的に推進されています。

学校教育においては、新学習指導要領（平成29年3月文部科学省告示）において、「生きる力」を育むため、「知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力の育成」及び「学びに向かう力・人間性等」の育成を目指すこととされています。

(5) 協働による地域共生社会づくりの重要性の高まり

現在、我が国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という生活環境における支え合いの基盤が弱まる中、性別や年齢、障がいの有無、出身地、国籍等にかかわらず、地域において全ての人がお互いの人権を尊重し、誰もが役割を持ち、支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる地域共生社会の実現が目指されています。

そのため、国においては、「地域共生社会」の実現を掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や、「地域共生社会の実現に向けて」（平成29年2月7日「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）に基づいて、地域共生社会の具体化に向けた改革が進められています。

更に、地域においては、住民や多様な主体があらゆる分野へ参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりにとってのかけがえのない「地域」を、共に創っていくことが求められています。

そのため、新たな人材が地域の担い手となることが期待されており、女性や移住者、高齢者、障が

いのある人等が、障壁を感じることなく、仕事やまちづくりにおいて活躍できる環境づくりが重要となっています。地域のつながりの大切さが再認識されている中、「共生」「協働」の視点に立ったまちづくりが求められています。

(6) 循環型社会の構築

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という資源消費型の社会経済システムにより、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等、地球規模での環境問題が深刻化しており、国際的枠組みで対策が講じられています。

我が国でも東日本大震災を契機に消費者の意識が省資源・省エネルギー型ライフスタイルへと転換しつつあり、国においても令和3年策定の「第6次エネルギー基本計画」により、2030年のエネルギーミックスの実現に向けた再生エネルギーによる自給率の向上や、原子力発電への依存度の低減、2050年のカーボンニュートラル実現等の取組が示されています。

また、後世へ美しい環境を残していくためにも、ごみを出さない、あるいは再利用、再生利用するなど、一人ひとりが身近な生活の中で意識改革を図り、自然環境の保全に取り組んでいく必要があります。

(7) 持続可能なまちづくり

ここに掲載したような時代潮流を背景に、我が国ではこれまで認識されてきた課題に加え、新たな課題が山積している状況です。また、社会情勢やライフスタイルの変化等により、現在の地域課題は、多様化・複雑化しています。この地域課題は、一人の人や、一つの団体で解決できるものではありません。今後、地方自治体には、あらゆる分野においてより地域の力を集結させ、地域性・実効性のある施策展開による、持続可能なまちづくりが求められています。

02 本町の概況

(1) 位置・地勢等

本町は、愛媛県の中央部、道後平野の西南部に位置し、総面積20.38km²で、東西6.9km、南北4.0kmです。北は重信川を隔てて松山市、東は砥部町、南は伊予市と接し、西は伊予灘に面しています。

地勢はおおむね平坦で起伏がなく、大部分が海拔20m以下の平野となっており、東部一帯には肥沃な田園地帯が広がるほか、西部には市街地が形成されています。

気候は、典型的な瀬戸内式気候であり、温暖で降雨量が少なく、台風や季節風の影響も少ないのが特徴です。

(2) 人口の状況

①人口と世帯

令和2年の国勢調査では、本町の総人口は29,634人でした。平成12年から平成17年にかけては増加傾向であったものの、平成22年以降は減少傾向となっています。

年齢3区分別の人口とその構成比率を見ると、年少人口（15歳未満）は3,933人で13.3%、生産年齢人口（15～64歳）は16,323人で55.3%、老年人口（65歳以上）は9,267人で31.4%となっています。

これを全国及び愛媛県との比較で見ると、年少人口比率（13.3%）は、全国平均（11.9%）や県平均（11.6%）を上回り、また、老年人口比率（31.4%）は、全国平均（28.6%）を上回るものの県平均（33.2%）を下回っています。しかし、この15年間で、年少人口は461人減少し、老年人口は2,541人増加しており、少子高齢化が確実に進行していることがうかがえます。

また、総世帯数は、11,898世帯で、増加傾向で推移しており、平成17年の11,036世帯から、この15年間で862世帯増加しています。

1世帯当たりの人数は、2.49人で減少傾向にあり、世帯の単独化、核家族化が進んでいることを示しています。

人口と世帯

● 総人口・年齢3区分別人口・総世帯数・1世帯当たり人数

(単位：人、%、世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	30,277	30,564	30,359	30,064	29,630
年少人口 (15歳未満 割合)	4,554 (15.0)	4,394 (14.4)	4,201 (13.8)	4,007 (13.4)	3,933 (13.3)
生産年齢人口 (15～64歳 割合)	19,811 (65.4)	19,444 (63.6)	18,518 (61.0)	17,301 (57.6)	16,323 (55.3)
老年人口 (65歳以上 割合)	5,912 (19.5)	6,726 (22.0)	7,626 (25.1)	8,703 (29.0)	9,267 (31.4)
総世帯数	10,508	11,036	11,308	11,525	11,898
1世帯当たり人数	2.88	2.77	2.68	2.61	2.49

※割合は、年齢不詳を除き、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。(以下同様)

資料：国勢調査

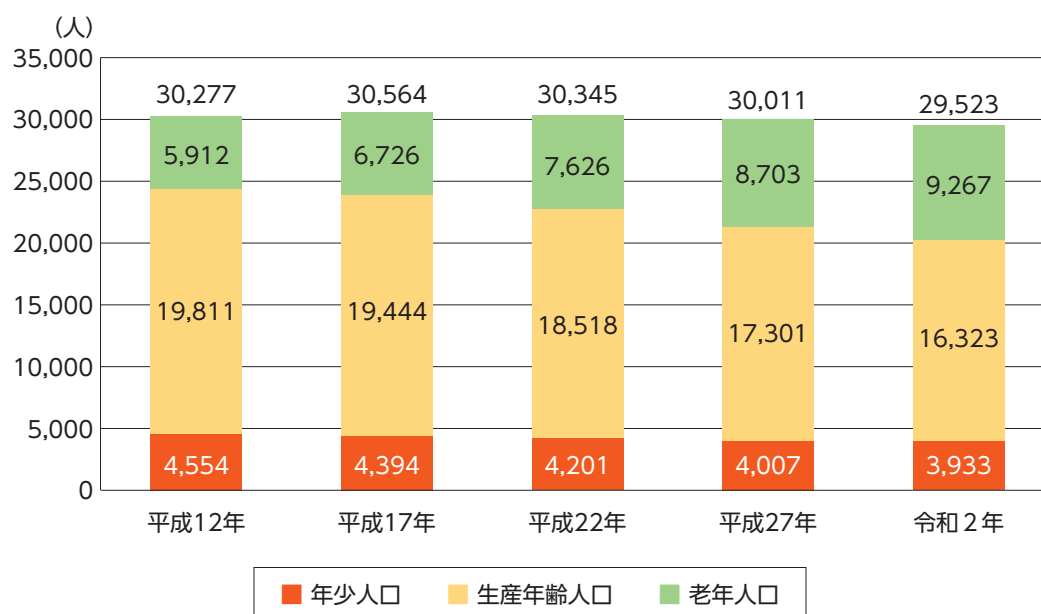
● 年齢3区分別人口比率の国・県との比較（令和2年）

（単位：％）

	全 国	愛媛県	本 町
年少人口	11.9	11.6	13.3
生産年齢人口	59.5	55.2	55.3
老年人口	28.6	33.2	31.4

資料：国勢調査

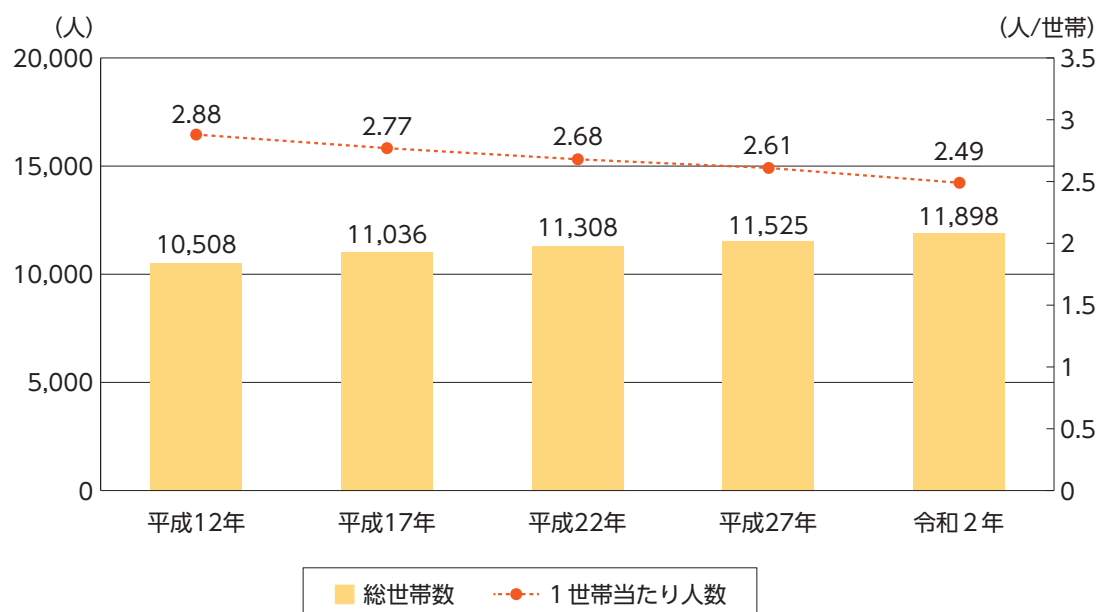
● 総人口・年齢3区分別人口



※年齢不詳があるため合計が一致しない場合があります。（以下同様）

資料：国勢調査

● 総世帯数・1世帯当たり人数



資料：国勢調査

②就業構造

令和2年の国勢調査によれば、本町の就業者総数は、13,958人で、平成27年と比較すると微増傾向で推移しています。

産業3部門別の就業者数とその構成比率を見ると、第1次産業は680人で4.9%、第2次産業は3,611人で26.1%、第3次産業は9,535人で69.0%となっています。

これを全国及び愛媛県との比較で見ると、第1次産業の構成比率（4.9%）は全国平均（3.5%）を上回るものの県平均（7.0%）を下回り、第2次産業の構成比率（26.1%）は全国平均（23.7%）や県平均（23.9%）を上回り、第3次産業の構成比率（69.0%）は全国平均（72.8%）や県平均（68.1%）を下回り、第2次産業の構成比率がやや高いという特徴があります。

また、これまでの推移を見ると、第1次産業及び第2次産業が人数、構成比率ともに減少し、第3次産業が人数、構成比率ともに増加し続けています。

就業構造

● 就業者総数・産業3部門別就業者数・就業率

(単位：人、%)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
就業者総数	14,580	14,459	14,021	13,948	13,958
第1次産業 (割合)	1,128 (7.7)	1,103 (7.7)	885 (6.4)	781 (5.7)	680 (4.9)
第2次産業 (割合)	4,856 (33.3)	4,232 (29.5)	3,846 (27.9)	3,663 (26.8)	3,611 (26.1)
第3次産業 (割合)	8,595 (59.0)	9,016 (62.8)	9,078 (65.7)	9,235 (67.5)	9,535 (69.0)
就業率	56.7	55.3	53.6	53.6	54.5

※就業者総数には、分類不能の産業も含まれるため、産業別就業者数の合計と一致しない場合があります。

※就業率とは、15歳以上人口（年齢不詳除く）に占める就業者の割合を示します。

資料：国勢調査

● 産業3部門別就業者数比率の国・県との比較（平成27年）

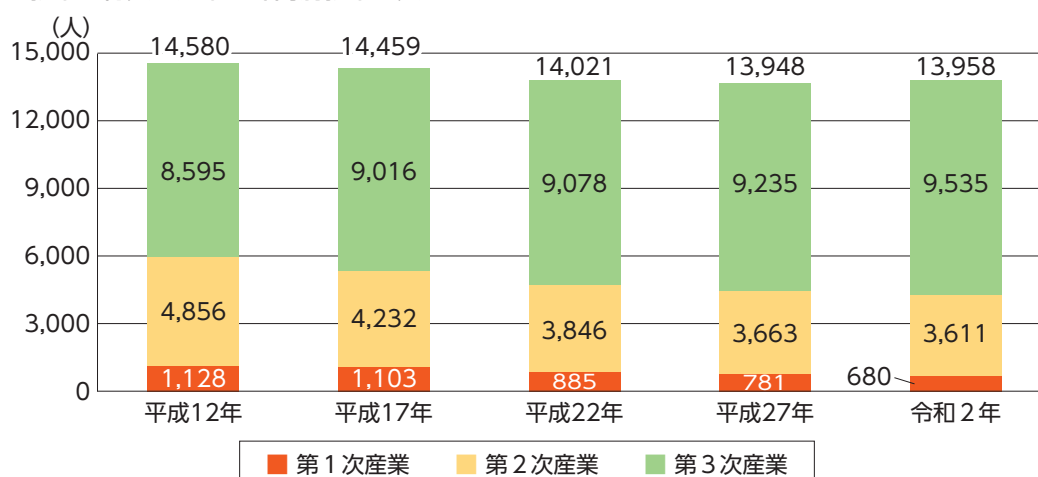
(単位：%)

	全国	愛媛県	本町
第1次産業	3.5	7.0	4.9
第2次産業	23.7	23.9	26.1
第3次産業	72.8	69.1	69.0

※「分類不能の産業」はどの産業にも分類されないため、割合の算出において、分母から「分類不能の産業」を除いています。

資料：国勢調査

● 就業者総数・産業3部門別就業者数



資料：国勢調査

03 町民の意向

(1) アンケート調査

《町民アンケート》

町民の皆様がどのような松前町に住みたいと思っているか、また、将来の松前町を、どのような町にしたいと考えられているかなど、まちづくりに対する町民の皆様の意向を把握し、計画策定に反映させるため、令和6年5月に住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の町内居住者2,500人を対象にアンケート調査を実施しました。

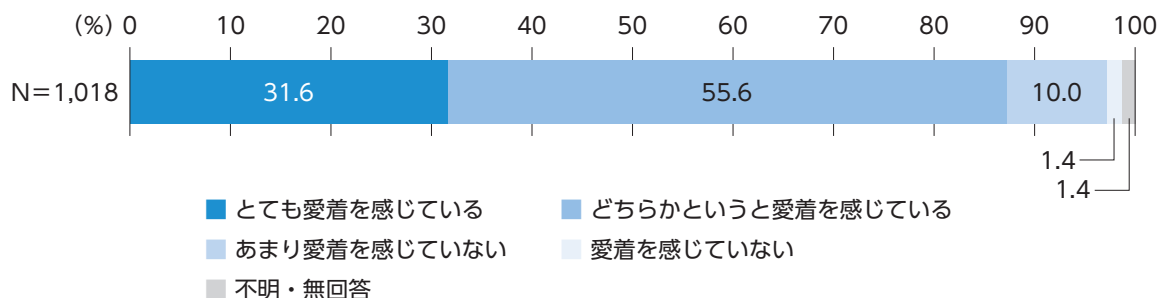
調 査 票	調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
18歳以上の町内居住者	2,500件	1,018件	40.7%

《大学生アンケート》

学生の皆様が松前町で知っていることや将来どのようなまちに住みたいかなどの意向を把握し、計画策定に反映させるため、令和6年6月に伊予高校（3年生）、愛媛大学、松山大学の学生を対象にアンケート調査を実施したところ、173件の回答をいただきました。

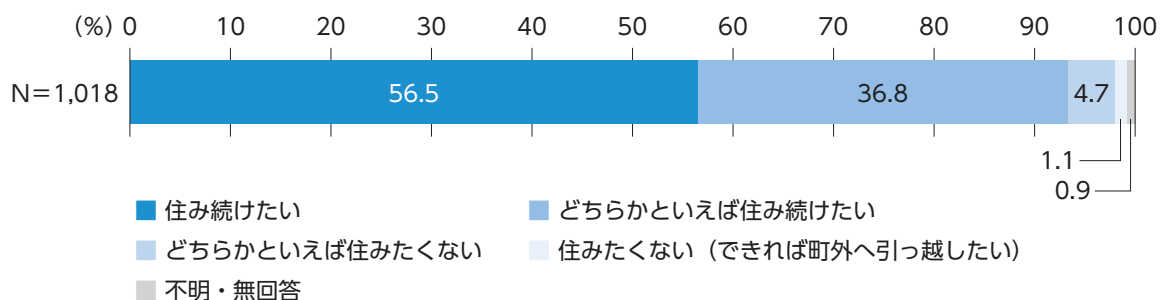
【「自分のまち」としての愛着】（町民アンケート）

- 松前町に対する愛着については「とても愛着を感じている」（31.6%）と「どちらかというとな愛着を感じている」（55.6%）を合わせると87.2%となっています（前回87.4%）。



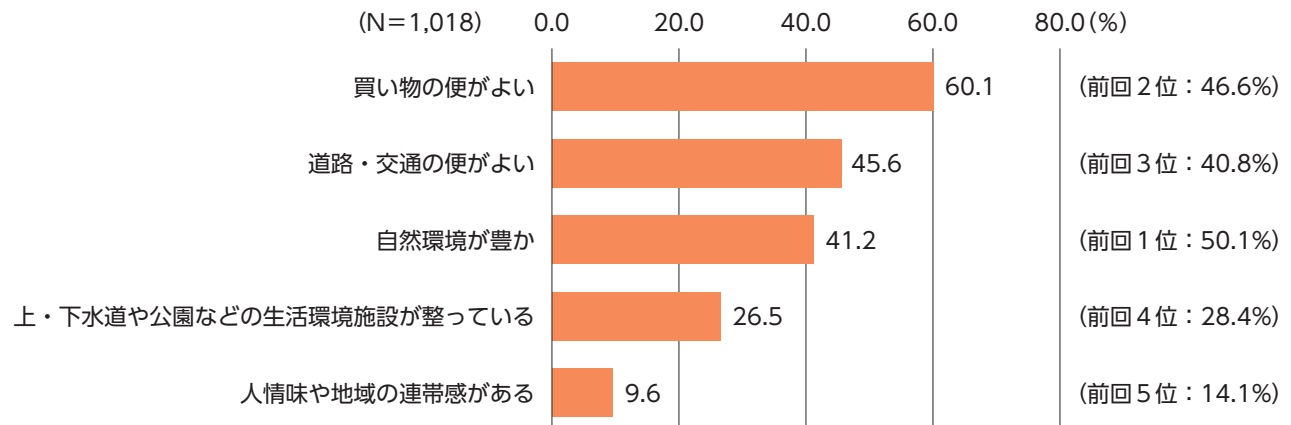
【松前町の定住意向】（町民アンケート）

- 松前町への今後の定住意向については「住みたい」（56.5%）と「どちらかといえば住みたい」（36.8%）を合わせると93.3%と9割以上となっています（前回94.0%）。



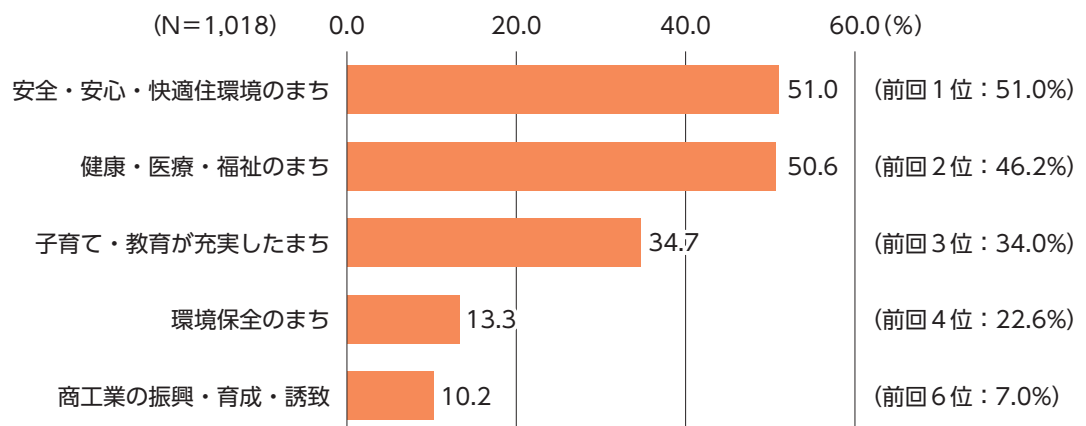
【松前町のどのようなところに魅力を感じているか（上位5件）】（町民アンケート）

- 松前町のどのようなところに魅力を感じているかについては「買い物の便がよい」「道路・交通の便がよい」「自然環境が豊か」が4割を超えて高くなっています。



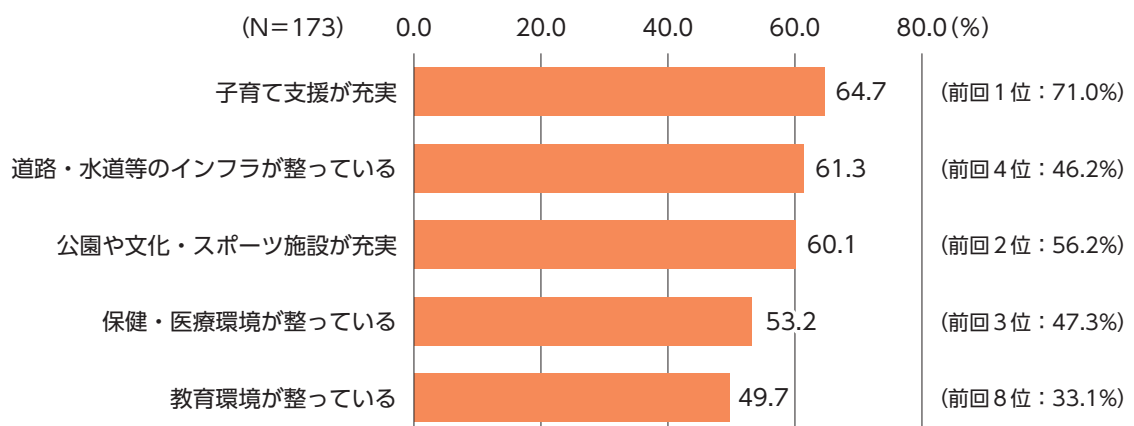
【松前町をどのような特色のあるまちにすべきか（上位5件）】（町民アンケート）

- 松前町をどのような特色のあるまちにすべきかについては「安全・安心・快適住環境のまち」「健康・医療・福祉のまち」が5割程度で高くなっています。



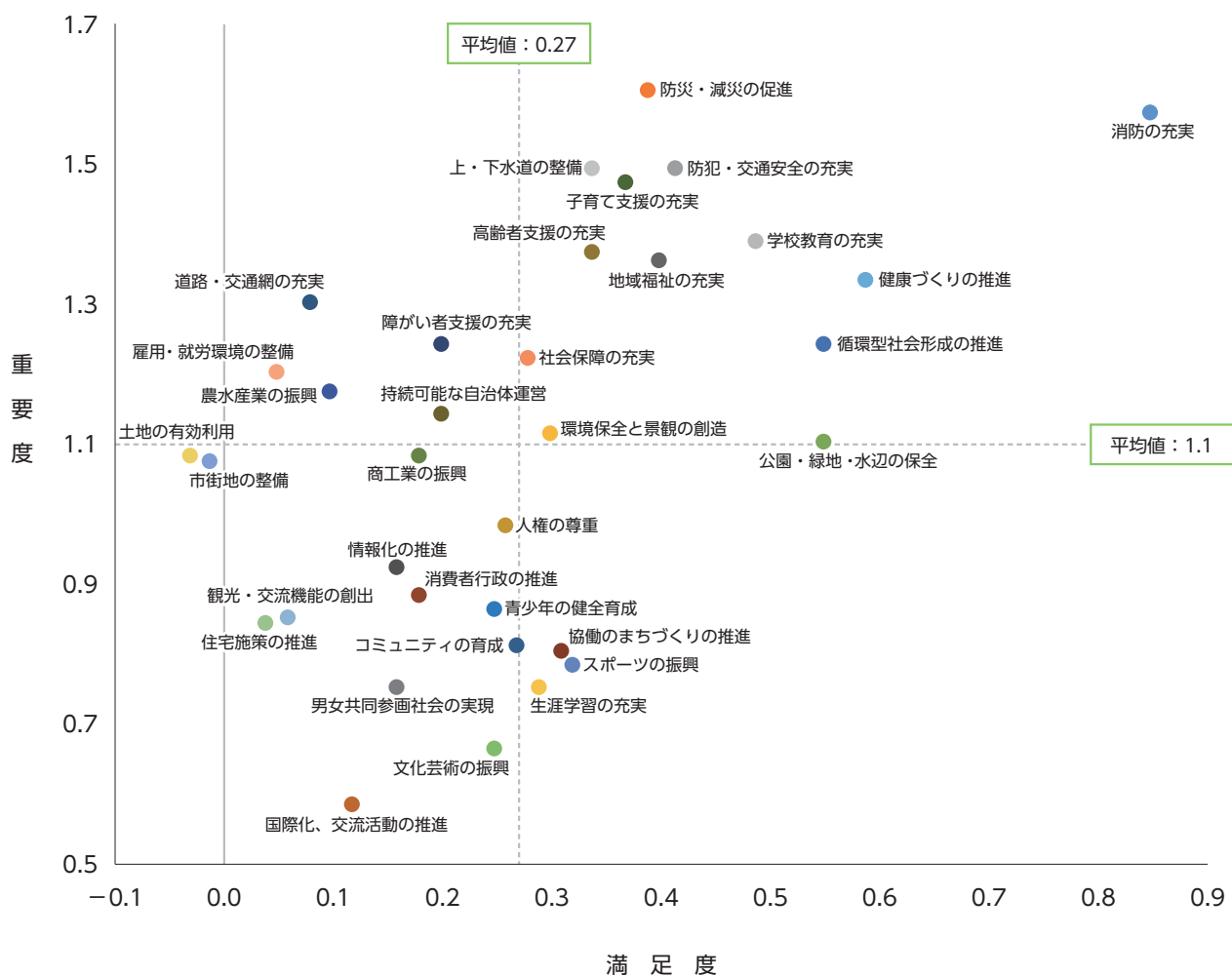
【将来住みたいまち（上位5件）】（学生アンケート）

- 将来住みたいまちについては「子育て支援が充実したまち」が71.0%、「公園や文化・スポーツ施設が充実したまち」が56.2%で高くなっています。

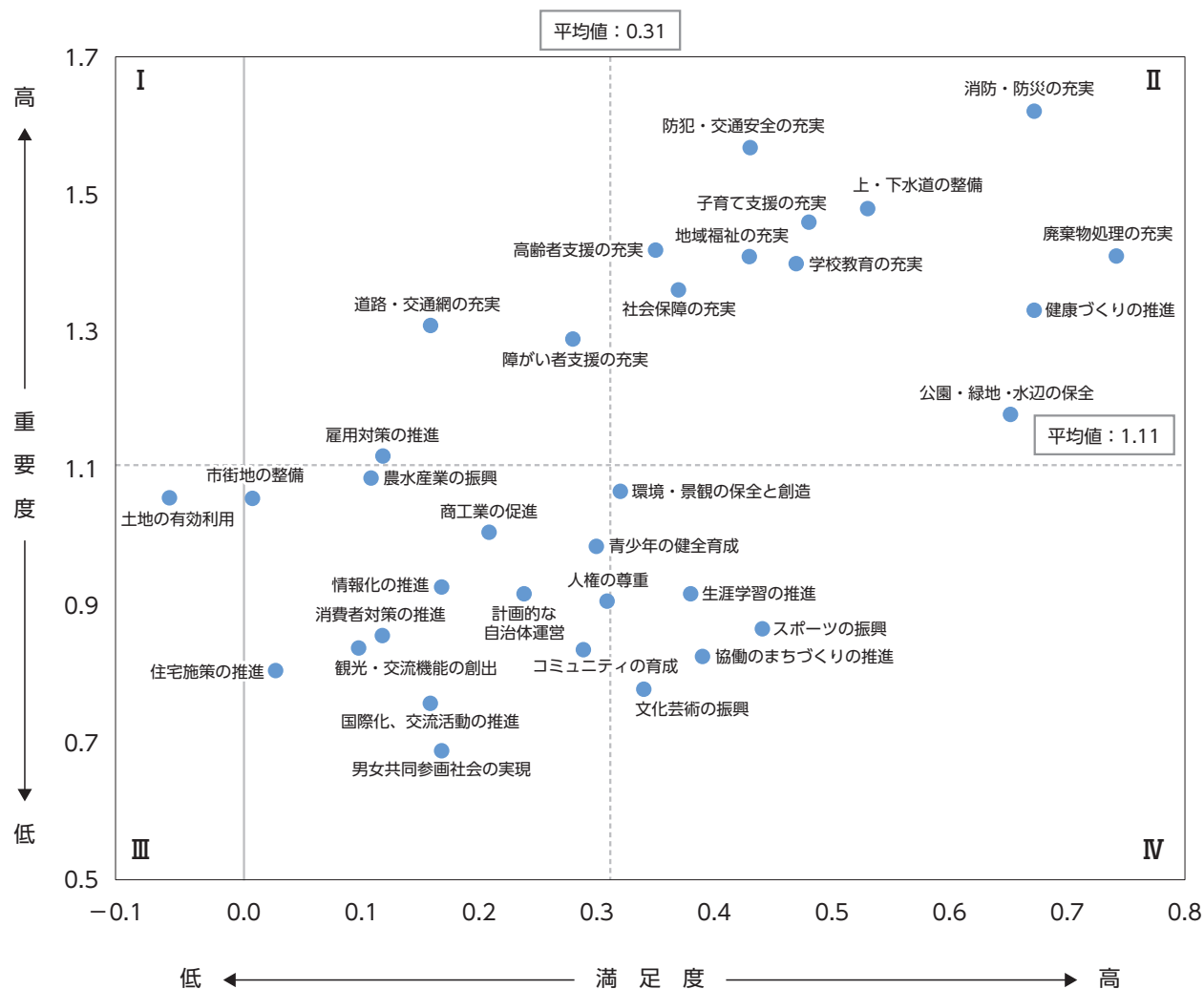


【第5次計画の現時点における満足度・重要度】

- 「消防の充実」「防災・減災の促進」「防犯・交通安全の充実」「上・下水道の整備」「子育て支援の充実」「学校教育の充実」「高齢者支援の充実」「地域福祉の充実」「健康づくりの推進」「循環型社会形成の推進」「社会保障の充実」「環境保全と景観の創造」は満足度・重要度ともに高くなっており、今後も継続的に推進が求められます。
- 一方、「障がい者支援の充実」「道路・交通網の充実」「持続可能な自治体運営」「雇用・就労環境の整備」「農水産業の振興」は満足度が低く、重要度が高くなっているため、今後取組の充実が求められる分野といえます。



(参考：第4次計画の満足度・重要度)



※第5次計画策定時に項目の内容が一部変更されています。

(1) まちの基盤整備

- 本町に魅力を感じていることとして、買い物や交通の利便性をはじめ、生活環境施設が整備されていること等が挙げられます。
- 今後特色のあるまちづくりを進めるに当たり、安全・安心な居住環境の整備が重要な分野となっています。
- 道路・交通網の充実、雇用対策の推進は、今後充実が求められている分野となっています。
- 生活環境の整った便利なまちの実現が求められています。



まちづくりを推進していく上で、本町の魅力として挙げられている生活の利便性や自然環境等の「良さ」を磨き上げ、質を高めることに加えて、町の実情に即した道路・交通網の整備や雇用対策に取り組むことにより、町民の住みやすさの向上を図ることが必要です。また、こうした取組を町外へ発信することで、更なる転入人口の増加や定住人口の増加につなげることも重要です。

さらに、町民の活動範囲の広がりを考えると、生活や交通等の利便性向上のための課題については、本町だけでなく近隣市町との連携により大きな効果が期待できます。

(2) 豊かな自然を守る

- 豊かな自然環境が、町民にとって最も魅力を感じているところとなっています。
- 今後特色のあるまちづくりを進めるに当たり、自然の保護や環境保全が重要な分野となっています。
- 公園・緑地・水辺の保全に関する取組は、町民の満足度・重要度の高い分野となっています。
- 観光振興による、まちの更なるにぎわいづくりを望む声が上がっています。



本町と松山市の間を流れる重信川をはじめ、国近川、長尾谷川、大谷川等の河川や自然湧水、田園空間は、町民の憩いの空間となるだけでなく、共有の財産として重要なものとなっています。町民に魅力として捉えられている豊かな自然を守り、生かすため、自然環境の保全や活用に取り組む体制を構築する必要があります。

また、観光振興を進める上で、魅力あふれる豊かな自然をPRし、自然を生かした取組を検討するなど、新たな展開を図ることが求められます。

(3) 安全と安心

- 消防・防災や防犯・交通安全に関する取組は、町民の満足度・重要度の高い分野となっています。
- 災害対策や命を守る体制が整ったまちづくりが求められています。



安全・安心なまちづくりに取り組む上で、日頃から地域における防災意識の向上や地域防災力向上のための支援が必要です。また、ハード整備に取り組むことはもちろん、災害リスクに関する情報の提供や地域活動への支援等、地域ニーズの把握と柔軟な対応ができるような体制づくりを進める必要があります。

さらに、町民の生命、暮らし、財産を守るため、防犯や交通安全に対する意識を高め、活動に取り組むなど、子どもから高齢者まで全ての世代にとって安全・安心な地域づくりを進めることも大切です。

(4) みんなの健康福祉

- 今後特色のあるまちづくりを進めるに当たり、保健・医療・福祉の充実が重要な分野となっています。
- 地域福祉、高齢者福祉、健康づくりに関する取組は、町民の満足度・重要度の高い分野となっています。
- 障がい者支援の充実は、今後充実が求められている分野となっています。
- 町民の人柄の良さ、やさしさが本町の強みとなっています。



町民の誰もが支え合いながら安心して暮らすことのできる地域づくりを進めていくに当たり、人のやさしさが強みとなっている本町において、高齢者、障がい者等に対する地域の理解を醸成するとともに、安心できる温かい地域福祉のネットワークづくりを進めることが求められます。

また、高齢化が進む中、国においては平均寿命のみに着目するのではなく、健康寿命を延伸させるような施策に重点を置きつつあります。今後は、大人だけでなく子どもも含めた誰もが心と体の健康を守るための主体的な健康づくりに積極的に取り組めるような支援が必要です。

(5) 活力あふれるまち

- 農水産業の振興や商工業の促進に関する取組は、町民の満足度・重要度の低い分野となっています。
- はだか麦や珍味等の特産品があり、それらを町内外に発信するとともに、楽しむことができるまちづくりが求められています。
- 商業施設はエミフルMASAKIが中心となっていますが、商店街の活性化についても取組が求められています。



はだか麦や珍味等を全国的なブランドに押し上げるなど、特産品の利活用を戦略的に推し進め農水産業の活性化を図ることが必要です。併せて、農業従事者の後継者不足への対応が求められます。そのほか、若者の就労支援、女性や高齢者が安心して活躍できる環境整備の取組が必要です。

また、にぎわいのある地元商店街ならではの地域の食材を楽しめる飲食店の充実や、魅力ある新たな商品・サービス展開等を促進し、地域経済の活性化に向け、経営基盤の強化や安定化に向けた事業所への支援による商工業の活性化を図る必要があります。

(6) 子育てと教育のまち

- 大学生が将来住みたいと思うまちにおいて、子育て支援の充実が重要な分野となっています。
- 子育て支援が充実していて、子どもが伸び伸び遊ぶことができるまちづくりの推進が求められています。
- 子育て支援、学校教育に関する取組は、町民の満足度・重要度の高い分野となっています。
- 生涯学習、スポーツ、文化芸術に関する取組は、町民の満足度は高くなっていますが、重要度が低い分野となっています。



女性の社会進出や共働きの増加により子育てニーズが多様化している中、安心して子どもを育てることができることは、子育て世代を引き付ける魅力となるため、子育て・教育環境の一層の充実を図ることが必要です。また、家庭や学校だけでなく、地域で子どもを育て意識を醸成することが必要であり、誰もが生涯にわたって学び、知識や技術を地域に還元する仕組みづくりが求められます。

(7) 自らつくるまち

- 本町を自分のまちとして愛着を感じている町民が多くなっています。
- これからも本町に住み続けたいと考えている町民が多くなっています。
- 子どもから高齢者まで幅広い世代の町民がつながりを持ち、団結しながらまちづくりに取り組み、誇りに思えるまちとなることが望まれています。



多くの町民の希望である町全体で団結し、誇りに思えるまちを実現するためには、全ての町民の人権が尊重されるまちであることが基礎になります。その上で、町民がより一層地域への愛着と誇り、協働の重要性を再確認し、男女共同参画の意識を共有して、まちづくりに積極的に参加することが必要です。

また、町民と行政が適切な役割分担の下、地域の課題を共有し、協力し合いながら、その解決に向けた取組を進めていくことが必要です。そのため、必要な情報提供等、町民がまちづくりに参加しやすい仕組みづくりを進めるとともに、地域人材の育成や、参加と協働を広げるためのネットワークづくり、コミュニティ活動への支援、多様な主体との連携・協働等、まちづくりのあらゆる分野において主体的な町民参加と協働を基本とした取組が必要です。

(8) 持続可能なまちづくり

- 計画的な自治体経営に関する取組は、町民の満足度・重要度の低い分野となっています。
- 行政制度が整ったまちの実現が求められています。



地域の自主性・自立性が求められており、財源や人的資源に限りがある中で、多様化する行政課題や町民のニーズに的確に対応していくためには、行政改革を更に進め、自律的な行政運営体制を確立するとともに、財政の健全性を将来にわたって維持していく必要があります。

05 SWOT分析

第5次計画策定時において、アンケート調査やワークショップのご意見、各種統計データ、これまでの取組等を踏まえ、本町の【強み】【弱み】【機会】【脅威】を分析しました。

本計画では、【強み】を最大限に生かしつつ、【弱み】の積極的な克服を検討し、【脅威】を【機会】へと転換する施策の展開を図ります。

Strengths 【強み】 ●松山市に隣接し、道路・交通網が充実した、恵まれた立地条件 ●水と緑の美しい自然環境・景観 ●農水産業、工業、商業のバランスのとれたまちとして発展してきた歴史 ●“義農精神”を受け継ぐ町民の奉仕の心や思いやりの心、人情の豊かさ ●県下唯一のJHA公認ホッケー場	Weaknesses 【弱み】 ●人口減少・少子高齢化の進行 ●雇用の場が限られ、若者が定着できない ●商業施設は、エミフルMASAKI中心 ●観光資源が少ない ●農業従事者の後継者不足 ●総合的な情報発信力が弱い
〈活用方策〉 恵まれた立地条件のほか、自然、産業、地域資源を生かしたまちの魅力をPR	〈克服方策〉 ・若者も定着しやすいまちづくりと周知 ・地域経済の活性化
Opportunities 【機会】 ●地方の魅力の再評価 ●価値観の多様化 ●地域ブランドの設定 ●安全・安心への意識の高まり ●商工業の活性化による地域経済の活性化 ●ICT・AIの進展及び普及	Threats 【脅威】 ●晩婚化・未婚化・少子化による人口減少社会の到来 ●進学・就職等による若者の流出 ●全国で展開されている『地方創生』の影響 ●地震や集中豪雨等の大規模な自然災害 ●地域コミュニティの希薄化
〈利用方策〉 国・県のイベントや観光事業と連動し、まちの魅力を効果的にPR	〈回避方策〉 ・暮らしやすいまちの維持向上と周知 ・地域コミュニティの強化

第3章 松前新時代への展望

01 明日に生かす特性・資源

本町は、恵まれた立地条件をはじめ、さまざまな特性・資源を持つ発展の可能性が高いまちです。まちづくりの主要課題を踏まえつつ、長所を更に伸ばしていく視点に立つと、これからのまちづくりに生かすべき代表的な特性・資源は、次のとおりです。

1

松山市に隣接し、道路・交通網が充実した、 恵まれた立地条件

本町は、県庁所在地である松山市に隣接し、中心市街地までわずか約10kmの距離にあるとともに、松山空港や四国縦貫自動車道（松山自動車道）松山インターチェンジ・伊予インターチェンジ等にも近接する恵まれた立地条件にあります。

また、町内には、幹線道路として、国道56号をはじめ、県道6路線、町道西古泉筒井線が縦横に通っているほか、公共交通機関として、伊予鉄道郡中線・JR予讃線が走り、6つの駅を有し、さらに、路線バスやコミュニティバスも運行されており、交通の利便性が高いまちとしての特性を有しています。

2

重信川と湧水、伊予灘、田園空間に代表される、 水と緑の美しい自然環境・景観

本町には、石鎚山系に源を発する一級河川重信川をはじめ、国近川や長尾谷川、大谷川等の河川が流れるとともに、その流域には自然湧水が見られ、さらに、西部には伊予灘が広がり、潤いのある水辺空間に恵まれています。

また、東部一帯には、こうした豊かな水や肥沃な土地、温暖少雨の気候を生かした農業地帯が形成され、美しくのどかな田園空間が広がり、本町はまさに、都市部では失われた水と緑の美しい自然がそのまま残るまちと言えます。

3

効率的・一体的なまちづくりによる、 魅力ある暮らしやすいまち

平成31年に実施した町民アンケートやワークショップによると、町民の多くが本町を暮らしやすいまちと感じており、愛着度も高くなっています。魅力として感じている点としては、自然環境の豊かさや、買い物・交通の便が良いといった意見が多く挙がっています。

本町は、恵まれた自然条件や立地条件等を生かし、古くから農水産業、工業、商業のバランスのとれたまちとして発展してきた歴史があります。近年では、平成29年のえひめ国体に合わせてホッケー場が整備され、JHA公認ピッチとして県内外から利用者が訪れています。

このように、文化・スポーツ施設や公園・緑地の整備、新市街地の形成、大型商業施設の立地等により、複合的な機能を併せ持ち、町民にとって暮らしやすいまちであることはもちろんのこと、訪れた人が魅力あるまちと感じるまちへと、日々進化を続けています。

4

作兵衛のころ“義農精神”を受け継ぐ人情豊かな住民性と 活発な住民活動

本町は、享保の大飢饉の際、人々の命を救い農業を守るため、自らの身を犠牲にして麦種を守った義農作兵衛のころ“義農精神”が今に息づくまちであり、町民の奉仕の心や思いやりの心、人情の豊かさは、次代に引き継ぐべき本町の優れた特性と言えます。

こうした住民性を背景に、数多くの住民団体が組織され、ボランティア活動や環境保全活動、地域安全活動をはじめ、幅広い分野で活発な住民活動が行われています。

第 2 編 基本構想



第1章 本町の将来像

01 目指す将来像

将来像は、本町が令和11年度に目指す姿を内外に示すものであり、それは“松前町らしさ”をより一層生かしたまちづくりの象徴となるものです。

序論に基づき、全ての分野にわたって、恵まれた立地条件や水と緑の美しい自然環境・景観をはじめとする本町の特性・資源を最大限に生かしながら、町民と行政とが協働して全ての環境の更なるレベルアップを進めます。さらに、子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが日々生きている幸せを実感しながら、働き、学び、憩い、楽しみ、笑顔で暮らすことができる生活自立のまちをつくっていくという想いを込め、将来像を次のとおり定めます。

生きる喜び あふれる まち まさき

将来像を実現するため、新しいまちづくりの基本目標を以下のとおり定めます。

いきいき**～心も体も元気いっぱい！～**

少子高齢化がより一層進む中、本町に暮らす子どもから高齢者まで全ての町民が、心身共に健康でいることができる、日本一元気なまちづくりを進めます。また、生活環境から健康・福祉環境、教育・文化環境、産業環境に至るまで、活力にあふれ、関わる人がみんな生き生きと活躍するまちづくりを進めます。

きらきら**～まちも人もおしゃれに輝く！～**

美しい自然環境・景観を大切に守り育てるとともに、自然と共生した誰もが住みたくおしゃれなまちづくりを進めます。また、町民が個性や才能を伸ばし、自己実現を図ることができる環境の整備に努め、全ての町民がきらきらと輝く笑顔のまちづくりを進めます。

わいわい**～町民みんなが主役！～**

町民一人ひとりが生きる喜びを感じることができる、町民みんなが主役のまちづくりを進めます。また、本町の特性・資源を最大限に生かすとともに、町民と行政が知恵と力を合わせることで、まちに更なるにぎわいと潤いを生み出す、協働によるまちづくりを進めます。

03 基本目標と基本施策

将来像とまちづくりの基本目標に基づき、分野ごとの施策の項目を次のとおり定めます。なお、町民ニーズ（今後のまちづくりの特色）等を踏まえ、生活環境分野、保健・医療・福祉分野、教育・文化分野、産業分野、都市基盤分野、協働・行財政分野の順で設定しています。

将来像	基本目標	基本施策
生きる喜び あふれる まち まさき	いきいき 心も体も元気いっぱい！	1 安全・安心な生活環境づくり
	きらきら まちも人もおしゃれに輝く！	2 笑顔で暮らせる健康づくり
	わいわい 町民みんなが主役！	3 豊かな心を育む人づくり
		4 活力あふれるにぎわいづくり
		5 快適で暮らしやすい基盤づくり

1

安全・安心な生活環境づくり

- ①消防の充実
- ②防災・減災の促進
- ③防犯・交通安全の充実
- ④環境保全と景観の創造
- ⑤循環型社会形成の推進
- ⑥公園・緑地・水辺の保全
- ⑦コミュニティの育成
- ⑧消費者行政の推進

南海トラフ巨大地震や局地的豪雨への備えをはじめ、あらゆる災害に強い防災のまちづくり、防犯・交通安全体制の強化など、危機管理体制の一層の充実を図ります。

また、水と緑の美しい自然環境・景観を誇るまちとして、環境保全や美しい景観づくりに向けた施策を総合的に推進するとともに、循環型社会の更なる充実、町民の憩いの場や親水空間の保全等を進め、安全・安心・快適な暮らしが実感できる質の高い、おしゃれな居住環境づくりを進めます。

さらに、町民と行政との情報の共有化や、多様な分野における町民・民間の参画・協働の仕組みづくりを進め、協働のまちづくりを推進するとともに、地域を共につくるコミュニティの育成を進めます。

2

笑顔で暮らせる健康づくり

- ①地域福祉の充実
- ②高齢者支援の充実
- ③障がい者・児支援の充実
- ④子育て支援の充実
- ⑤健康づくりの推進
- ⑥社会保障の充実

“義農精神”といわれる「作兵衛のころ」を受け継ぎ、思いやりや奉仕の心あふれる住民性や、充実した保健・医療・福祉環境を生かし、お互いに支え合い、助け合う地域福祉を推進します。また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉・介護体制の一層の充実を図るとともに、子どもや子育て家庭を含め、配慮が必要な人を町全体で見守る体制を強化します。

また、町民一人ひとりの健康寿命の延伸を重視した、町ぐるみの健康づくりを推進し、全ての町民が健やかに笑顔で暮らすことができるまちづくりを進めます。

3

豊かな心を育む人づくり

- ①学校教育の充実
- ②生涯学習の推進
- ③スポーツの振興
- ④文化芸術の振興
- ⑤青少年の健全育成
- ⑥国際化、交流活動の推進
- ⑦男女共同参画社会の実現
- ⑧人権の尊重

本町の自然や文化、人材等を活用し、未来を生き抜く力を身に付ける教育や、地域の特性を生かした教育を推進するとともに、学校教育環境の一層の充実を図ります。

また、充実した生涯学習・スポーツ環境を生かし、全ての町民が生涯にわたって学び続けることができる生涯学習社会の形成を進めるとともに、自主的なスポーツ活動や文化芸術活動、青少年の健全育成活動、交流活動等の促進に努め、明日の本町を担う人材の育成と文化の香り高いまちづくりを進めます。

さらに、男女が共に社会のあらゆる分野に参画することができる男女共同参画社会の形成に向け、意識づくりや条件整備を進めるとともに、全ての人の人権が尊重され、共に生きることができる社会づくりを進めます。

4

活力あふれるにぎわいづくり

- ①農水産業の振興
- ②商工業の振興
- ③観光・交流機能の創出
- ④雇用・就労環境の整備

生産基盤の一層の充実や担い手の育成・確保をはじめ、情勢の変化を踏まえた支援施策を推進し、農水産業の維持・充実に努めます。

また、大型商業施設と既存商店街が共存共栄する環境づくり、既存企業への支援、海産珍味加工業等の地場産業の振興や新規企業の立地促進、地域性に即した観光・交流機能の創出、さらには、雇用対策や消費者対策を推進し、豊かさのにぎわいを生み出す産業の育成を進めます。

快適で暮らしやすい基盤づくり

- ①上・下水道の整備
- ②土地の有効利用
- ③市街地の整備
- ④住宅施策の推進
- ⑤道路・交通網の充実
- ⑥協働のまちづくりの推進
- ⑦情報化の推進
- ⑧持続可能な自治体運営

快適な生活に欠かせない上・下水道を整備し、水質保全と美しく快適な居住環境づくりに努めます。また、長期的な展望の下、町の一体的発展及び人口増加に向けた計画的な土地利用を推進するとともに、これに基づき、安全で快適な暮らしと産業振興を支える、魅力ある市街地の整備や住宅施策を推進します。

さらに、県道の整備促進、町道の整備、鉄道交通やバス交通の利便性向上による道路・交通網の充実、インターネットやSNS等も含めた、多様な媒体による情報環境の充実に努め、町の更なる飛躍を支える都市基盤づくりを進めます。

加えて、自立性の高い自治体経営を持続的に進めていくため、行財政改革を継続的に推進します。

第2章 人口の目標と土地利用の方針

01 人口の目標

平成27年の国勢調査によると、本町の総人口は30,064人で、平成17年をピークに減少傾向で推移しています。人口推計を行った結果によると、本町の人口は、今後も少子化の進行等により減少傾向で推移していくことが予測されています。

こうした中、平成28年に策定した松前町人口ビジョンを踏まえ、本町の将来を展望すると、第4次松前町総合計画により取り組んだまちづくりの成果を土台とし、計画的な土地利用の推進やこれに基づく居住系市街地の整備をはじめ、安全・安心・快適な居住環境づくり、保健・医療・福祉・子育て支援体制の充実、教育・文化環境の充実、産業の育成等により、人口減少を抑制していくことを目標にすべきであると考え、令和11年の総人口の目標を、

28,500人

と設定します。

人口と世帯の目標

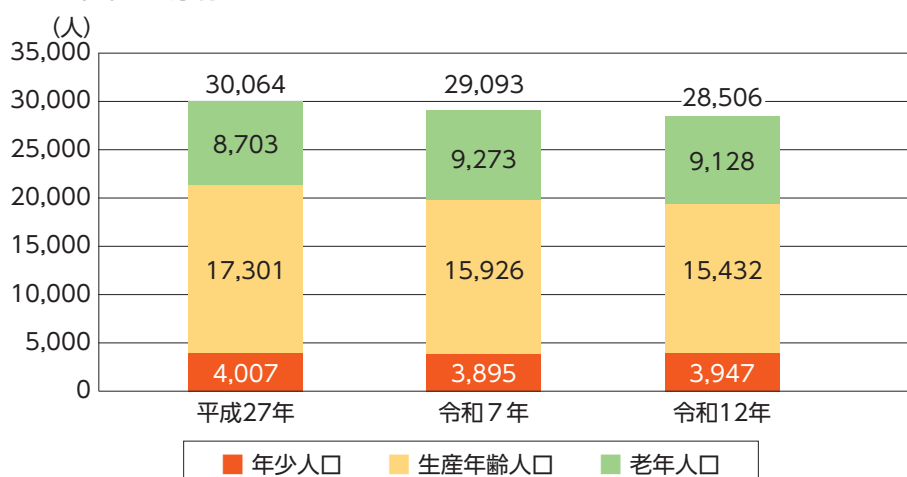
● 総人口・年齢3区分別人口

(単位：人、%)

	平成27年	令和7年	令和12年
総人口	30,064	29,093	28,506
年少人口 (15歳未満 割合)	4,007 (13.4)	3,895 (13.4)	3,947 (13.8)
生産年齢人口 (15～64歳 割合)	17,301 (57.6)	15,926 (54.7)	15,432 (54.1)
老年人口 (65歳以上 割合)	8,703 (29.0)	9,273 (31.9)	9,128 (32.0)

資料：国勢調査、人口ビジョン

● 総人口・年齢3区分別人口



資料：国勢調査、人口ビジョン

(1) 現状と課題

第4次松前町総合計画においては、将来像や人口の目標を踏まえ、本町の更なる発展に向けて3つの拠点と4つのゾーンを設定し、まちづくりを推進してきました。

① 3つの拠点

ア 交流拠点＝主核（新市街地形成地区）

町役場や松前公園、大型商業施設周辺を「交流拠点（新市街地形成地区）」として位置付け、まちの中心地として、行政機能をはじめ、商業や文化、福祉、住居など、多様な都市機能の集積を図りました。

これらにより、まちの中心地として、町内外から大勢の人が集まるようになりましたが、大型商業施設のみの短時間の滞在に留まり、町全体において、その集客が必ずしも生かしきれていません。

イ 交流拠点＝副核（既成市街地地区）

伊予鉄道の松前駅周辺を「交流拠点（既成市街地地区）」として位置付け、土地の高度利用を進め、交通結節点としての機能強化と身近な商業空間としての環境整備を推進しています。

しかし、伊予鉄道松前駅の利用者は減少傾向であるとともに、居住人口の減少が目立ち、既存商店街においても、道路・交通体系やライフスタイルの変化等による閉店や空家が増加傾向にあり、活力が衰退してきています。

ウ 流通拠点

JR車両基地・貨物駅周辺を「流通拠点」として位置付け、周辺環境との調和を図りつつ適正な土地利用を図りました。

令和元年度にはJR車両基地・貨物駅が完成し、その周辺の道路整備等を行うとともに、JR北伊予駅に自由通路を建設し、駅東西の人の流れによる地域全体の活性化を図っています。

しかし、流通拠点をより発展させるためには、鉄道関連の整備以外にも、松山方面への重信川横断部の交通渋滞など課題が残っています。

② 4つのゾーン

ア 住宅市街地ゾーン

おおむね国道56号以西を住宅市街地ゾーンとして設定し、快適で安全・安心な住宅地の形成を図ってきましたが、老朽木造家屋が密集する既成市街地においては、空家対策などをはじめ、住環境の改善と防災機能の向上などを行う必要があります。

イ 産業地ゾーン

おおむね主要地方道伊予松山港線以西の臨海部を産業地ゾーンとして設定し、工業用地としての土地利用を促進するとともに、南黒田の伊予市境界周辺については、企業用地としての整備・活用を検討してきました。企業誘致や、産業の振興の観点から、今後も引き続き推進する必要があります。

ウ 田園住宅地ゾーンと田園環境ゾーン

JR北伊予駅周辺や、伊予鉄道岡田駅周辺の大規模な集落等を田園住宅地ゾーンとして設定し、豊かな田園環境に調和した住宅地の形成を図ってきました。

また、まちの東部を中心に広がる田園地帯を田園環境ゾーンとして設定し、農業基盤の整備や集落環境の維持・改善に努め、田園環境と住環境の共生を図ってきました。

田園住宅地ゾーンと田園環境ゾーンについては、田園風景や農地の保全とともに、住宅建設など土地利用のあり方が課題となっています。

(2) これからの土地利用について

交流拠点＝主核（新市街地形成地区）については、町役場及び松前公園、大型商業施設周辺から、町内の名所等への誘導など、長時間の滞在に発展させる施策について検討する必要があります。町の幹線道路として整備した町道筒井徳丸線沿線や、西古泉筒井線沿線を整備することにより、交流拠点から人の流れを誘導できるにぎわいの創出を目指した土地利用のあり方について検討する必要があります。

交流拠点＝副核（既成市街地地区）については、伊予鉄道松前駅の周辺について、県道交差点の改良工事とも整合性を図りながら、鉄道事業者や商工会とも連携して、都市基盤整備を行うなど、松前駅を中心としたにぎわいの創出を図る必要があります。

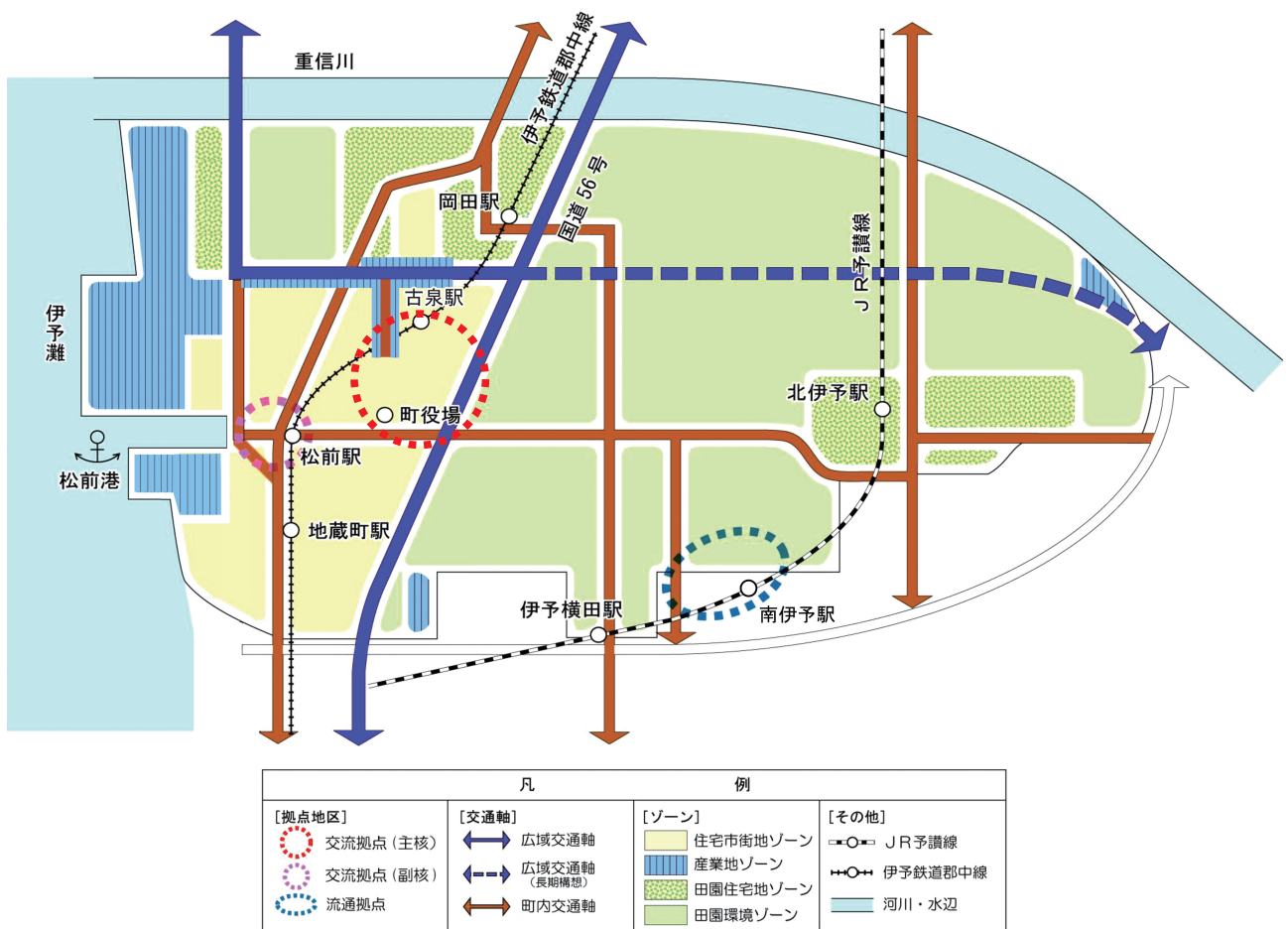
流通拠点については、隣接する伊予市と連携を図りながら、貨物駅の利点である物資の移送・流通機能を生かした土地利用や道路整備について検討を進めていく必要があります。

住宅市街地ゾーンや田園住宅地ゾーン、田園環境ゾーンについては、老朽木造家屋が密集する既成市街地においては、住環境の改善と防災機能の向上などを図っていくとともに、既存市街化区域内の残存農地の活用や、市街化調整区域の土地利用のあり方など、農地の保全と活用方法を併せた町全体の土地の有効活用について検討する必要があります。

産業地ゾーンについては、引き続き、南黒田の伊予市境界周辺について企業用地としての整備・活用を進めるほか、北黒田の臨海部についても土地の有効利用の検討を行っていく必要があります。

これらのように、さまざまな課題を乗り越え、まちづくりの将来像である「生きる喜び あふれるまち まさき」を目指すため、町内有識者による検討委員会を立ち上げ、町内の土地利用について検討を行います。

土地利用構想図



第3章 関連計画等の位置付け

01 総合戦略との関係

本計画は、まち・ひと・しごと創生法第10条に定める「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき策定した「松前町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を含有するものとします。松前町総合戦略は、2060年を目標年次とする長期ビジョンを「人口減少の抑制と産業の振興」と定め、総合計画の基本施策のうち、緊急性のある施策を基本目標として位置付け、重点的に取り組みます。

なお、当戦略は、基本計画の見直しに合わせて5年ごとに見直しを行うこととします。

● 総合計画と総合戦略の関係

【第5次松前町総合計画】

● 将来像

生きる喜び あふれる まち まさき

○ 基本目標

いきいき 心も体も元気いっぱい！
きらきら まちも人もおしゃれに輝く！
わいわい 町民みんなが主役！

○ 基本施策

- 1 安全・安心な生活環境づくり
- 2 笑顔で暮らせる健康づくり
- 3 豊かな心を育む人づくり
- 4 活力あふれるにぎわいづくり
- 5 快適で暮らしやすい基盤づくり

緊急性のある施策について
基本目標として位置付け

【松前町まち・ひと・しごと創生総合戦略】

以下の3つの方向性で人口減少を抑える

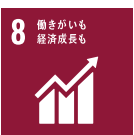
- 基本目標1 子育て世代に、住む場所として選ばれる松前町づくり
基本目標2 産業振興、産業連携による活発で活力ある松前町づくり
基本目標3 安全・安心で賑わいあふれる元気な松前町づくり

02 SDGsを踏まえた施策の展開

近年、SDGs（エス・ディ・ジーズ）の考え方を取り入れたまちづくりが求められており、今後は自治体だけでなく、企業や地域活動の新たな推進力となることが想定されています。SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。

SDGsは世界レベルでの目標ではありますが、地方自治体やそこに住む住民一人ひとりの取組が積み重なることで、国や国を越えた世界へと効果が波及すると考えます。また、経済・社会・環境面における価値創造や、持続可能なまちづくりにつながるということも考慮し、本計画では、SDGsの考え方を踏まえることとします。



	目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 自治体行政は、貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において全ての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細かな支援策が求められています。
	目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 自治体は、土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	目標3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 住民の健康維持は、自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も、住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。
	目標4 全ての人々へ包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいと言えます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は、重要です。
	目標5 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化（エンパワーメント）を行う 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は、大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも、重要な取組と言えます。
	目標6 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は、自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	目標7 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出したりする等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも、自治体の大きな役割と言えます。
	目標8 包括的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用（ディーセント・ワーク）を促進する 自治体は、経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	目標9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの拡大を図る 自治体は、地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に地元企業の支援などを盛り込むことで、新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

	目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進する上でも、自治体は、主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	目標11 包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する 包括的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは、首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は、ますます大きくなっています。
	目標12 持続可能な生産消費形態を確保する 環境負荷削減を進める上で、持続可能な生産と消費は、非常に重要なテーマです。これを推進するためには、住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで、この流れを加速させることが可能です。
	目標13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 気候変動問題は、年々深刻化し、既に多くの形でその影響が顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	目標14 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する 海洋汚染の原因の8割は、陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	目標15 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失を阻止する 自然生態系の保護と土地利用計画は、密接な関係があり、自治体が大きな役割を有すると言えます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	目標16 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る 平和で公正な社会を作る上でも、自治体は、大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも、自治体の役割と言えます。
	目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 自治体は、公的・民間セクター、住民、NGO・NPO等、多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは、極めて重要です。

第3編 基本計画



第1章 安全・安心な生活環境づくり

01 消防の充実

> 目的と方針



地域の理解と協力により、消防団が活動しやすい環境整備を進め、安全・安心なまちづくりを目指して、危機管理の行き届いたまちづくりを推進します。

> 現状と課題

現在、本町には、非常備消防として、本団及び9分団からなる消防団が組織されているほか、常備消防として、伊予市、砥部町、本町の1市2町で設立した伊予消防等事務組合による松前消防署が設置されており、互いに連携しながら消防活動等を行っています。

消防団においては、消防団員数の減少による地域防災力の低下が懸念されており、昼間の消防力の維持、施設・設備の更新が課題となっているほか、常備消防・救急についても、近代的な施設・設備の整備や高齢化等に伴い増加傾向にある救急ニーズへの対応、大規模災害に備えた更なる広域化の推進等が求められています。

また、消防団員が安全に消防活動を遂行できるよう、装備や環境の整備も必要です。

> 施策の体系

消防の充実	● 消防団の充実と広域連携の推進
	● 常備消防・救急体制の充実と広域連携の推進
	● 消防水利の整備促進
	● 普通救命講習の普及

➤ 主要施策

(1) 消防団の充実と広域連携の推進

地域消防の担い手である消防団員等の確保に努めるとともに、消防団施設や車両、装備などの充実により、消防団活動の強化を図り、また、迅速に団員を招集するため、迅速かつ効率的な連絡体制の整備を検討します。

(2) 常備消防・救急体制の充実と広域連携の推進

南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、消防広域化への検討をはじめ、消防車両、資機材の整備などにより、常備消防・救急体制力の充実に努めます。

(3) 消防水利の整備促進

各地域の要望や実情に沿った防火水槽及び消火栓の整備を進め、消防水利の充実を推進します。

(4) 普通救命講習の普及

広報紙や町ホームページを通じて普通救命講習会を周知し、緊急的な応急対応ができる人材を育成し、AEDを適正に使用できるよう操作講習の開催や受講促進に努めます。





＞ 目的と方針

町民ぐるみによる防災・減災の体制づくりを強化するため、防災・減災への啓発を推進し、継続的な避難訓練等の実施により防災意識の更なる向上を図ります。

＞ 現状と課題

南海トラフ巨大地震等の大規模な自然災害、大規模な事件や事故による危機事態に備えるため、地域防災計画を適宜見直ししながら、防災行政無線のデジタル化や自主防災組織の充実、企業や関係機関等との応援協定の締結、さらには、町及び防災関係機関、町民が一体となった防災体制を確立するための取組に努めてきました。

引き続き、地域防災計画等の指針を適宜見直ししながら、特に重要性が増している地域における自主防災体制や庁内の危機管理体制の充実、海岸や河川の治水対策を促進し、あらゆる災害に強いまちづくりを進めるためにも、町民、事業者、行政が一体となり防災・減災対策に取り組む必要があります。

＞ 施策の体系

防災・減災の促進	● 総合的な防災・減災体制の促進
	● 治水対策の促進
	● 武力攻撃事態等への対策の促進
	● 地域防災力の向上促進
	● 水防対策の促進

➤ 主要施策

(1) 総合的な防災・減災体制の促進

実情に即した防災まちづくりを総合的、計画的に推進するため、地域防災計画等の指針の見直しを適宜行います。

あらゆる危機に迅速かつ適切に対応できる体制を庁内に構築するため、職員を対象とした危機管理マニュアルの整備や定期的な訓練、意識啓発の実施を図ります。

防災行政無線を活用し、緊急時等の情報提供の一層の充実を図ります。

災害発生時に拠点となる町内各所の避難所へ、食糧や物資などを備蓄する分散備蓄を推進します。

(2) 治水対策の促進

津波や高潮、河川の氾濫等による被害を未然に防止するため、自然環境の保全に配慮しながら、県等関係機関との連携の下、堤防・護岸等の海岸保全施設の整備、河川の改修を促進します。

(3) 武力攻撃事態等への対策の促進

大規模なテロや武力攻撃等に対する危機管理体制を強化していきます。

(4) 地域防災力の向上促進

災害が起きた際、人々の生命や財産に関わる被害をできるだけ軽減するために、地域防災の初動活動が迅速、的確に行えるよう、自主防災組織の活動の促進を支援し、「自助」「共助」「協働」を基本理念として、防災の意識・知識・技能を持った防災リーダーとなる人材を育成するとともに、住民自ら自分事として災害時の行動に備えることができる取組を推進します。また、高齢者や障がい者などの災害時要配慮者の把握に努め、避難行動要支援者名簿の情報更新や個別避難計画策定を行い、地域との情報共有・防災力向上を図ります。

(5) 水防対策の促進

水防体制を確保するため、自主防災組織等の水防活動を促進し、水防活動を効率的・効果的に行うための重要水防箇所の見直し等により、水防対策の促進を図ります。



目的と方針

関係機関と連携しながら、地域の協力の下、町民一人ひとりの交通安全意識や防犯意識の向上に努め、誰もが安心して安全に暮らせるまちを目指します。

現状と課題

本町では、伊予警察署や伊予地区防犯協会等の関係機関・団体と連携し、防犯に関する広報・啓発活動の推進や自主的な防犯活動の促進、不審者情報や犯罪・防犯情報の提供、街灯の設置等を図り、犯罪の未然防止に努めています。また、自主防犯活動団体「スクールガードまさき」により巡回活動が行われています。

交通事故に関しては、伊予警察署や伊予交通安全協会等の関係機関・団体と連携し、交通安全指導員による交通指導をはじめ、交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、交差点などの危険箇所の点検を行い、交通安全施設の整備を進めています。

全国的に交通事故の発生件数は減少傾向にある一方、高齢者の事故は増加しています。また、犯罪全般の発生件数は減少傾向にありますが、情報通信システムなどを利用した新たな犯罪の発生が増えており、特に子どもや高齢者の被害防止対策が求められています。

施策の体系

防犯・交通安全の 充実	● 防犯意識の高揚と防犯活動の促進
	● 犯罪の起こりにくい環境づくり
	● 警察の防犯体制の充実促進
	● 交通安全各種関係機関・団体と協力した交通安全啓発活動の推進
	● 交通安全施設の整備
	● 高齢者の事故減少施策の運転免許自主返納支援事業の充実

➤ 主要施策

(1) 防犯意識の高揚と防犯活動の促進

伊予警察署や伊予地区防犯協会等の関係機関・団体との連携の下、広報・啓発活動やパトロール活動等の充実を図り、不審者情報や犯罪・防犯情報の提供等を行い、町民の防犯意識の一層の高揚に努めるとともに、「スクールガードまさき」による町民の自主的な防犯・地域安全活動を促進します。

(2) 犯罪の起こりにくい環境づくり

夜間における防犯環境の向上に向け、防犯灯の設置や維持管理を適切に実施し、道路や公園等の公共的空間における見通しの確保と死角の解消に向けた取組を進めるなど、犯罪の起こりにくい環境の整備に努めます。

(3) 警察の防犯体制の充実促進

伊予警察署によるパトロール活動の強化や交番機能の充実など、防犯体制の一層の充実を働き掛けていきます。

(4) 交通安全各種関係機関・団体と協力した交通安全啓発活動の推進

交通安全指導員等の担い手対策や各種関係機関と連携し、高齢者を対象とした交通安全教育の充実を図り、自転車のマナーアップ指導、ながら運転撲滅など、運転者、歩行者それぞれの責任を自覚し周囲に配慮できるよう安全対策の普及啓発に努めます。

(5) 交通安全施設の整備

自転車や歩行者道の整備促進を図りながら、区画線やガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の整備、危険箇所の改善に努めます。

(6) 高齢者の事故減少施策の運転免許自主返納支援事業の充実

交通事故の抑制と交通安全の普及を図るため、高齢者が運転免許証を返納しやすい環境づくりを進めます。

04 環境保全と景観の創造

目的と方針



本町の大きな魅力である水と緑の美しい自然環境・景観を最大限に生かして、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを進めるため、総合的な指針を策定するとともに、環境・エネルギー施策を総合的に推進し、美しい景観の形成、整備・保全に努めます。

現状と課題

本町では、これまで、重信川や湧水、田園空間に代表される水と緑の美しい自然環境の保全をはじめ、多岐にわたる環境・エネルギー問題への対応に向け、地域省エネルギービジョンやバイオマスタウン構想、地球温暖化防止計画などの指針を策定し、省エネルギーの推進やバイオマスの利活用、地球温暖化の防止等に関する取組を進めてきたほか、町民の環境保全意識の高揚や実践活動の促進に努め、着実にその成果を上げてきました。

景観に関して、本町は、景観そのものの整備・保全を目的とした総合的な法律である景観法の制定を受け、平成17年に、景観行政の担い手として具体的な施策を実施する景観行政団体となり、良好な景観づくりへの体制整備を進めてきました。

今後は、本町の自然環境と景観を守るため、自然環境保全や公害・不法投棄の防止、環境美化活動を推進するとともに、町民の環境保全に対する意識の啓発や本町の特色を生かした良好な景観づくりが必要です。

施策の体系

環境保全と 景観の創造	● 環境学習、美化活動の推進
	● バイオマスタウン構想の推進
	● 地球温暖化対策の推進
	● 水質汚濁等環境問題への対応
	● 美しい環境・景観づくり

➤ 主要施策

(1) 環境学習、美化活動の推進

環境にやさしいまちづくりを目指し、自主的な環境保全活動の促進に向け、小中学生を対象とする「松前町子ども環境学園」を通じて、子どもの環境保全意識・行動の定着を図り、地域とともに取り組む環境学習、美化活動を推進します。

(2) バイオマスタウン構想の推進

バイオマスタウン構想を適宜見直すとともに、当構想に基づき、休耕田等を利用したひまわり栽培で収穫した種から食用油、バイオディーゼル燃料などを製造・活用するとともに、資源ごみとして家庭から排出される剪定枝の堆肥化を行うなどバイオマスが地域内で無駄なく利用される循環型の社会づくりを進めます。

(3) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化防止計画を適宜見直すとともに、当計画に基づき、行政自らが率先して公共施設の照明・空調等の運用の適正化や、温室効果ガスの排出量削減に向けた取組を推進します。また、温室効果ガスの排出抑制に向けて、家庭や事業所における対策の啓発及び実践活動の促進に努めます。

(4) 水質汚濁等環境問題への対応

自然湧水が見られる豊かな水環境のまちとして、定期的に水質測定を行い、監視に努め、水生生物などが生息・繁殖できる環境づくりと町民の水質浄化意識の高揚を図ります。また、大気汚染や騒音・悪臭等が発生した場合についても、速やかに対応できるよう、関係機関と連携し、定期的な環境測定・監視体制の強化を図ります。

(5) 美しい環境・景観づくり

まちの適切な環境管理を行うとともに、町民・事業者・行政等が一体となって、景観づくりを通じた地域の価値の発見と共有化により地域活性化を図ることを念頭に置きながら、景観に関する施策を推進します。環境・景観に配慮したまちづくりに取り組んでいる町民の自主的な活動を支援し、その普及・拡大に努めます。

05 循環型社会形成の推進

＞ 目的と方針



人の生活や活動に伴って発生する廃棄物を抑制するとともに、安全で快適な環境への負荷の少ない持続可能な循環型のまちを目指し、広域的なごみ処理・リサイクル体制、し尿及び浄化槽汚泥処理体制の充実に努め、5 R運動を促進します。

＞ 現状と課題

本町のごみは、16品目による分別を行い、委託業者によって収集・運搬し、処理については、可燃ごみは松山市の焼却施設で処理、資源ごみは中間処理業者を経てリサイクル、粗大ごみはリサイクルと埋立処分を行っています。

粗大ごみの戸別収集や可燃ごみ指定袋制度の導入、生ごみの資源化の検討、資源ごみの集団回収の促進等を通じ、ごみの減量化やリサイクルに努めています。今後さらに、循環型社会の形成を一層進めるために、広域的なごみ処理・リサイクル処理について検討を行うとともに、町民が5 R運動に積極的に取り組める施策の検討を行い、町民・事業者及び行政が連携・協力し、より一層ごみ減量及び5 R運動を促進していくことが必要です。

また、し尿及び浄化槽汚泥については、許可業者によって収集・運搬し、伊予市松前町共立衛生組合の「塩美園」において処理していますが、伊予市と連携して適正処理に努めます。

＞ 施策の体系

循環型社会形成の 推進	● 廃棄物処理に関する指針の見直し
	● ごみの減量化・リサイクルの推進
	● 5 R 運動の促進
	● し尿等処理体制の充実

➤ 主要施策

(1) 廃棄物処理に関する指針の見直し

実情に即した廃棄物の処理やリサイクル等を総合的、計画的に推進するため、一般廃棄物処理基本計画の見直しを適宜行い、また、災害時など緊急に発生する災害廃棄物処理を迅速かつ適正に行えるよう災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行います。

今後は、人口減少・少子高齢化の進行により、廃棄物の排出量の減少が見込まれますが、他方では、高額な処理施設の更新コストが必要となり、廃棄物処理に係る費用対効果が減少していくことが懸念されるため、廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域連携処理に関する検討を進めています。

(2) ごみの減量化・リサイクルの推進

ごみ減量にかかる補助制度の充実や新たなリサイクル推進の仕組みづくり、ごみの分別収集とリサイクルに学校や自治会、事業者などと連携して取り組み、地域における集団資源回収の支援など、更なるごみの減量化に取り組みます。また、広報紙やホームページなどによる周知啓発により、町民のごみ問題に対する意識の高揚に努めます。

(3) 5R運動の促進

5R運動「ごみを出さない（リデュース）、再利用できるものは利用する（リユース）、再資源化する（リサイクル）、レジ袋などをもらわないなど、ごみとなるものの発生自体を抑える（リフューズ）、壊れても修繕して簡単に捨てない（リペア）」により、ごみの減量化を推進します。

(4) し尿等処理体制の充実

許可業者による実情に即した適正な収集・処理に努めるとともに、社会情勢の変化等に応じ、し尿の減少と浄化槽汚泥の増加も見据えながら、伊予市松前町共立衛生組合「塩美園」でのし尿及び浄化槽汚泥処理体制の整備・充実に引き続き努めます。



> 目的と方針

子どもの遊び場や高齢者の憩いの場、町民の交流の場であり、また、いざという時のための防災機能を備えた施設でもある公園の整備充実や維持管理に努め、やすらぎや潤いのあふれる緑や水辺の保全を推進します。

> 現状と課題

本町は、海、川、湧水の多様で豊かな水辺や田園空間等の自然に恵まれています。これらの水と緑は、町民の誇りともなっており、こうした固有の環境特性を保全・活用し、次世代に継承していくことは、まちづくりの基本的な課題となっています。

今後は、災害時の避難・応急対策の拠点の確保、快適で安全・安心な公園づくりといった視点を重視しながら、公園・緑地の計画的な改修や町民等との協働による管理体制の充実を進めていく必要があります。

> 施策の体系

公園・緑地・水辺の 保全	● 公園・緑地等の適正な配置・管理
	● 親水空間の保全と創造
	● 協働による公園・緑地等の維持管理体制の充実

➤ 主要施策

(1) 公園・緑地等の適正な配置・管理

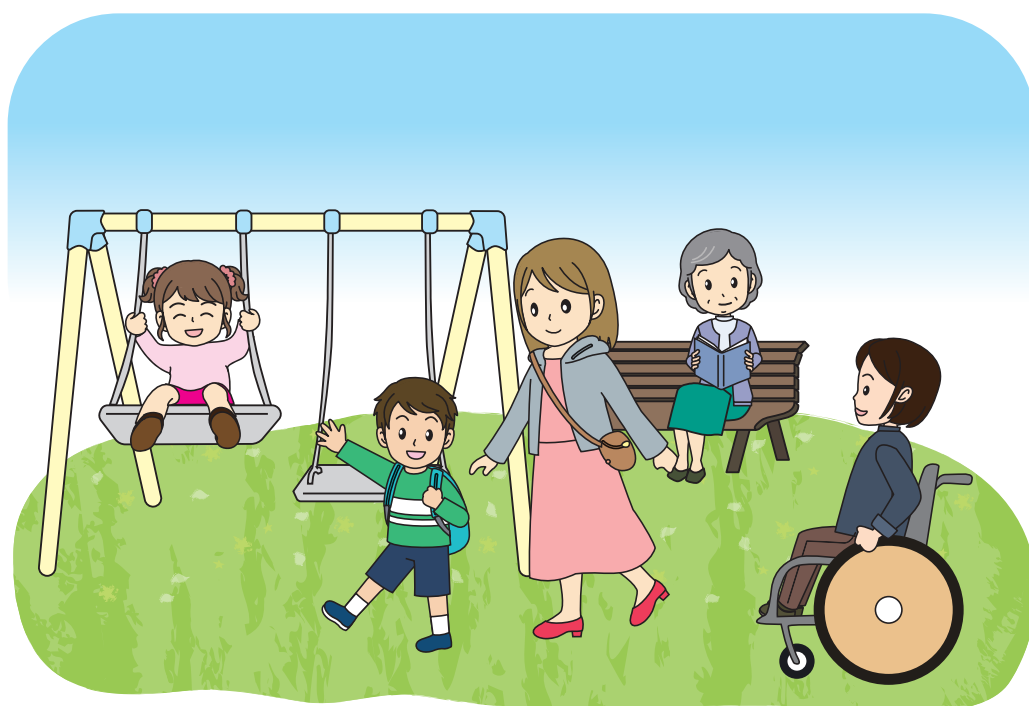
地域人口や全体の配置バランスを考慮しながら、地区の実情に応じて公園・緑地等の適正配置を図ります。また、設置の際は緑化の計画的な推進、ユニバーサルデザインの導入、バリアフリー化を推進します。設置後については、誰もが安全に安心して利用できるよう維持管理を行います。

(2) 親水空間の保全と創造

既存の親水公園の保全及び有効活用にあつめるとともに、塩屋海岸については、海岸を訪れた人が快適に利用するための整備を検討します。

(3) 協働による公園・緑地等の維持管理体制の充実

町民や関係機関・団体との協働による公園・緑地等の維持管理体制の充実を図り、それぞれが持つ特色を生かした有効活用を図ります。





＞ 目的と方針

次世代をつくる新しい住民自治を目指し、本町の地域性を生かした特色あるコミュニティ活動の活性化につながる環境を整えます。また、コミュニティの必要性・重要性に関する啓発活動や情報提供を行います。

＞ 現状と課題

本町では、各地域の自治会により、運動会や夏祭りなどの伝統行事や地域ごとの特色あるコミュニティ活動が展開されていますが、価値観の多様化や少子高齢化、核家族化の進行等により、地域におけるつながりが希薄になり、地域が本来持っている、互いに協力し助け合う機能が低下してきています。

また、防災、防犯、環境、福祉、教育など行政だけでは対処しきれない町民生活に直結する地域の課題が多様化し、深刻化しつつあるほか、活動するメンバーが固定化され、役員の兼職も多く、高齢化も進んでいます。

地域活動の担い手の高齢化やメンバーの固定化、協力・参加意識の低下等の諸問題に対し、地域コミュニティの取組を中心に、地域における町民参加・協働の促進、意識向上を図るとともに、多様な主体と連携した地域活動の活性化が必要です。

＞ 施策の体系

コミュニティの育成	● コミュニティ意識の啓発とリーダーの育成
	● コミュニティ施設の整備支援
	● コミュニティ活動の活性化に向けた支援施策の推進

➤ 主要施策

(1) コミュニティ意識の啓発とリーダーの育成

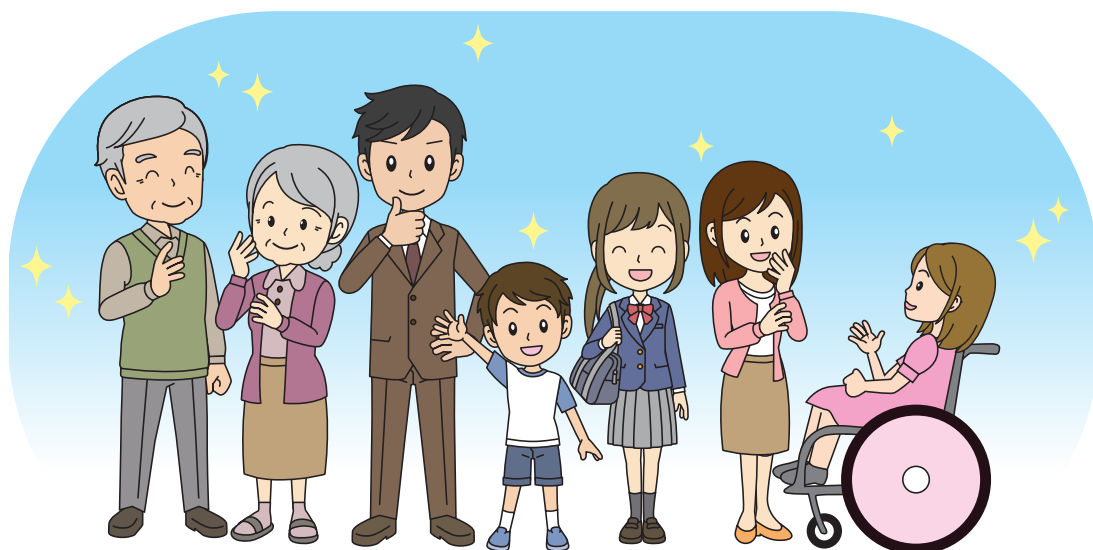
コミュニティの必要性・重要性に関する啓発活動や情報提供を行い、コミュニティ意識の高揚を図り、若者をはじめとしたコミュニティリーダーの育成を図ります。

(2) コミュニティ施設の整備支援

地域活動の拠点となる公民館や集会所等、地域コミュニティ施設の整備・改修を支援するとともに、学校等の公共施設の地域活動への開放を推進します。

(3) コミュニティ活動の活性化に向けた支援施策の推進

町民が自主的、主体的に開催するコミュニティ活動の活性化や、地域の連帯感を向上させるための支援を行い、町と地域が連携をとりながら、お互いに情報共有等ができるネットワーク体制づくりを進めます。





＞ 目的と方針

町民の消費生活に対する意識と知識を向上させることによって、トラブルの未然防止に努め、消費者対策の充実を図ります。また、消費生活の相談窓口の充実や情報提供、関係機関との連携強化などに努めるとともに、消費者教育を推進します。

＞ 現状と課題

本町では、愛媛県消費生活センター等の関係機関と連携しながら、広報紙等を通じた情報提供や、公民館活動の一環としての講座等の開催、相談窓口における相談への対応などを行い、消費者対策を推進しています。

近年、携帯電話やインターネットなどの情報通信の発達や高齢化の進展などにより、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。それに伴い、消費者トラブルも複雑・多様化していることから、消費者自らがトラブルの未然防止や消費生活の安定・向上を図り、自立することができるよう、近年の環境変化を踏まえた啓発や情報提供の推進、相談の充実に努める必要があります。

＞ 施策の体系

消費者行政の推進	● 消費者教育の推進による被害の未然防止
	● 消費生活に関する相談体制の充実

➤ 主要施策

(1) 消費者教育の推進による被害の未然防止

消費者を取り巻く環境が一層変化していくことが予想される中、消費者が十分な知識を持ち、自らの判断で適切な消費行動ができるよう、関係機関・団体との連携の下、消費者教育を推進し、被害の未然防止に努めます。

(2) 消費生活に関する相談体制の充実

複雑化するとともに増加する消費者保護問題に対応するため、近隣市町や愛媛県消費生活センター等の関係機関と連携し、消費生活相談体制の充実を図ります。

第2章 笑顔で暮らせる健康づくり

01 地域福祉の充実

＞ 目的と方針



地域のあらゆる町民が役割を持ち、支え合いながら、住み慣れた地域で暮らすことができる地域コミュニティを形成し、助け合いながら暮らす地域づくりの実現を目指すとともに、福祉を支えるボランティア等の育成やサービスの充実に努めます。

＞ 現状と課題

本町では、社会福祉協議会が中心となり、町民の社会福祉全般に関するさまざまなサービスや事業を行っているほか、民生委員・児童委員協議会、各種福祉団体、福祉ボランティア団体等とが連携し、地域における多様な福祉活動を行っています。

今後、人口減少と少子高齢化が更に進む中で、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、公的な支援のみならず、住民同士で支え合う地域の力が不可欠である中、地域の福祉活動の担い手の高齢化が進んでおり、将来の担い手を確保する対策が必要です。

また、年齢や障がいの有無などにかかわらず、その人らしく暮らし続けられるよう、行政、社会福祉協議会、各種事業者、町民がそれぞれの力を出し合い、協働して地域の福祉を支え合う体制づくりが必要です。

＞ 施策の体系

地域福祉の充実	● 福祉サービスを安心して利用できる環境づくり
	● 多様な担い手の育成とサービスの充実
	● 支え合い助け合う地域づくり
	● ユニバーサルデザインのまちづくり

➤ 主要施策

(1) 福祉サービスを安心して利用できる環境づくり

全ての町民が、福祉サービスが必要となった時に必要なサービスを選択でき、適切に利用できるよう、また、生活の中で困った時には、必要な福祉サービスについて情報が適宜入手できるよう、福祉サービスに関する情報提供を推進するとともに、福祉ニーズに応じた相談や支援を受け、自らの意思と判断の下、住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができる環境づくりに努めます。

(2) 多様な担い手の育成とサービスの充実

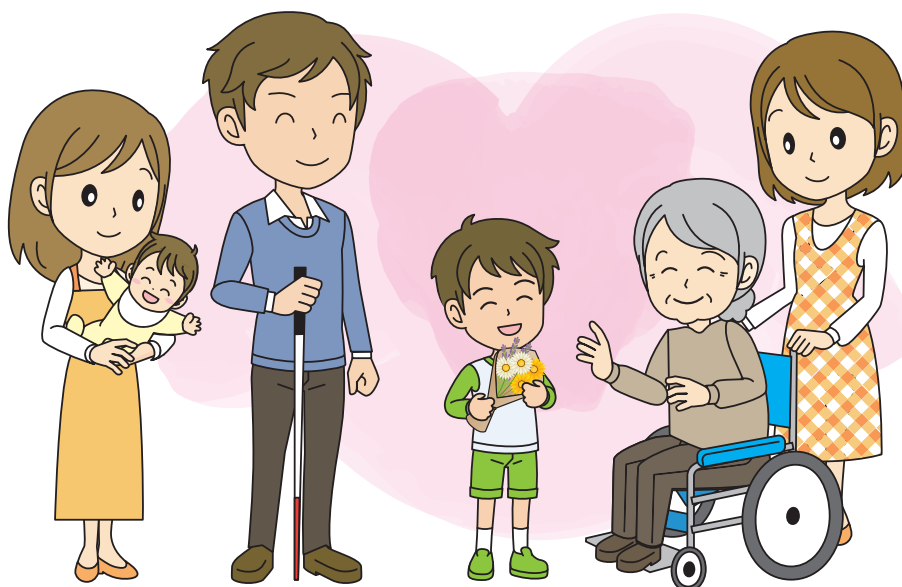
地域の福祉活動の中心的役割を果たす民生委員・児童委員と連携を深め、各種福祉団体等、地域のボランティアの担い手育成に努め、また、社会福祉協議会、NPO及び民間企業等と連携し、団塊の世代や若者の地域活動、ボランティア活動への参加促進を図ります。

(3) 支え合い助け合う地域づくり

高齢者、障がい者といった区分けなく、地域で支援を必要としている人を支え合えるよう、社会福祉協議会と連携し、ボランティアに対する研修会、情報提供を行い、各団体間での情報共有、ネットワークづくりを支援します。また、地域住民が行う地域の助け合い、見守り活動の拠点の場の確保・運営に対して支援を行います。

(4) ユニバーサルデザインのまちづくり

高齢者や障がい者、子どもも含め、全ての町民が不自由なく安全に安心して生活ができるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりの普及啓発活動を行うとともに、公共施設のユニバーサルデザイン化を推進します。



02 高齢者支援の充実



＞ 目的と方針

全ての住民が高齢になっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、また、周りから尊重され、支え合って暮らせるよう、各種施策を総合的に推進しサービスの充実に努めます。

＞ 現状と課題

本町の高齢化は現状では県全体の水準には達していないものの、老年人口についてはこれまでの増加傾向から長期的には減少傾向で推移すると予想されますが、介護・支援を必要とする高齢者やひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦世帯への対策は今後も課題であり、生産年齢人口の減少による影響もあって、支援する側の後継者不足も課題となっています。

令和6年3月に、各種施策・事業を点検し、介護予防の推進や、地域で住み続けることができるよう、地域支援事業の展開や介護サービス提供体制を見直し、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定しました。

引き続きこの計画に基づき、介護予防を柱とした各種施策・事業を着実に推進し、全ての高齢者ができるだけ介護の必要な状態にならないよう、生涯にわたって自分らしく生き生きと暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

＞ 施策の体系

高齢者支援の充実	● 地域支援事業の推進
	● 介護サービスの充実と適正運営
	● 高齢者福祉施策の推進
	● 地域包括ケアシステムの実現

➤ 主要施策

（１）地域支援事業の推進

高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り地域において自立した生活を送ることができるよう地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）を推進します。特に、地域包括支援センターを中心として介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護等を行う総合事業・包括的支援事業を充実し、効果的に推進します。

（２）介護サービスの充実と適正運営

生活機能の低下がある方に対し、自立支援及び重症化を予防するための各種介護予防事業サービス等の提供体制の充実を促進し、保険者として給付適正化の取組を強化します。また、介護保険事業を対象とした、訪問介護や通所介護等の居宅サービスや地域密着型サービス、施設サービス等の提供体制の充実を図り、質の高い、充実したサービスの提供に努めます。

（３）高齢者福祉施策の推進

高齢者は、社会とのつながりが重要なことから、地域の集会所等を介護予防の拠点として活用するとともに、さまざまな技能を生かせるシルバー人材センターやボランティア活動等、就労意欲のある高齢者の社会参加を支援します。また、住み慣れた自宅で生活できるよう、ひとり暮らし高齢者の見守り体制を充実し、高齢者福祉サービスの提供や、高齢者が利用しやすい交通手段の確保等を、関係機関と連携の下で進めます。

（４）地域包括ケアシステムの実現

「地域ケア個別会議」を開催し、多職種による個別ケースの検討を行うことで、高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、事例を通して見えてくる地域課題から、政策形成に向けた検討を行い、社会基盤の整備につなげます。

また、地域における医療・介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うために、松前町在宅医療・介護連携推進協議会において協議を行い、関係機関の協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するための取組を推進します。

認知症高齢者や単身高齢世帯等の増加に伴い、医療や介護のサービス以外にも、在宅生活を継続させるための日常的な生活支援（配食・見守り等）を必要とする方の増加が見込まれることから、行政サービスのみならず、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体による重層的な支援体制を構築できるよう、認知症施策や生活支援体制整備の活動を促進します。

地域共生社会の実現に向けて、具体化できる取組を関係部局で連携しながら推進します。

03 障がい者・児支援の充実

＞ 目的と方針



町民がお互いの個性と人格を尊重し合い、地域社会で生き生きと暮らすことのできる社会の実現を目指して、障がい者が地域社会の中で自立するとともに、積極的に社会参加できるよう、地域・関係機関・行政が一体となって、社会参加の促進や、福祉サービスの充実、生活環境の整備充実などを総合的に推進します。

＞ 現状と課題

本町では、これまで、障害者基本法及び平成25年度に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障がい者基本計画及び障がい福祉計画を、児童福祉法に基づき障がい児福祉計画を策定し、関連施策の体系化をはじめ、障がいの種類を越えたサービスの一元化や事業体系の再編を行い、障がい者の地域での自立支援を基本とした各種の施策を推進してきました。

近年、少子高齢化の進行等に伴い、障がい者の高齢化や障がいの重度化、介護者の高齢化が進んでおり支援相談数も増加しているほか、障がい者の就労についても非常に厳しい状況にあり、障がい者支援の一層の充実が求められています。

今後は、障がい者の実質的な自立と社会参加を実現するため、障がい者自身やその家族が、自立と社会参加に向けた意識を持ち、有益な情報を確実に収集するとともに、必要なサービスを利用しながら社会との関係を構築することが必要となります。

＞ 施策の体系

障がい者・ 児支援の充実	● 療育・教育の充実
	● 差別解消と権利擁護の推進
	● 地域生活の充実
	● 保健・医療の充実
	● 雇用・就業の充実
	● スポーツ・文化芸術活動等の推進
	● 安心・安全な環境づくり
	● 情報提供・意思疎通支援の充実

➤ 主要施策

(1) 療育・教育の充実

乳幼児健診等を通じて早期発見や早期支援につなげる取組を推進するとともに、ライフステージごとに切れ目のない相談支援、障がい福祉サービス等を提供します。

(2) 差別解消と権利擁護の推進

誰もが障がいの有無に関わらず、相互に尊重し合える社会となるよう、障がいや障がいのある人に関する正しい理解と配慮を促す啓発活動を推進します。また、個々の状況に応じて、成年後見制度の利用促進を図り、障がいのある人の権利擁護に努めて地域で安心して生活ができるよう支援します。

(3) 地域生活の充実

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、当事者や支援者の悩みや不安等に寄り添い、必要に応じて適切な支援につなげるため、相談支援体制の充実を図ります。また、地域において自立して暮らせるよう、障がい特性に応じた住まいの場の確保に努めるとともに、障がい福祉サービス等の提供体制の充実を図ります。

(4) 保健・医療の充実

保健、医療、福祉等で連携を図りつつ、早期発見、早期の治療や適切な療育につなげるとともに、重症化予防に取り組みます。また、町民の精神保健に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

(5) 雇用・就業の充実

個々の障がいの特性に応じた、多様な働き方ができる就労環境の整備と支援体制の充実に取り組みます。

(6) スポーツ・文化芸術活動等の推進

障がいの種別や障がいの有無を越えて交流し、それぞれの理解を深め、自己実現を図るため、文化芸術やスポーツ活動への参加を促します。また、障がいのある人の文化芸術活動の成果発表の場の拡大を図ります。

(7) 安心・安全な環境づくり

新たに整備する施設等については、ユニバーサルデザインに配慮し、障がいの有無に関わらず、全ての町民が安心・安全に利用できる施設の導入を目指します。また、災害発生時に障がいのある人への支援が円滑に行われるよう、自主防災組織や関係機関と連携した地域の協力体制づくりを推進します。

(8) 情報提供・意思疎通支援の充実

障がいの有無により、情報取得に格差が出ないよう障がいに配慮した情報提供を推進します。また、県やボランティア、社会福祉協議会等との連携を図り、障がいに応じたコミュニケーション支援体制の充実を図ります。

04 子育て支援の充実

＞ 目的と方針



全ての子どもたちが、健やかに生まれ育つよう、福祉分野をはじめ、保健・教育・労働など、子どもと家庭に関わる分野が互いに連携し、情報共有に努め、安心して子どもを生み・育てることのできる環境づくりと地域ぐるみの子育て支援を推進します。

＞ 現状と課題

本町では、令和2年度に策定した第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、5か所（町立4・私立1）の認可保育所、小規模保育事業所（私立1）及び3か所（私立3）の認定こども園における保育体制の充実をはじめ、子育て世代包括支援センターや放課後児童クラブの充実、子育て家庭への経済的支援の推進、さらには、各種の母子保健事業や児童虐待の防止に関する取組の推進など、多様な子育て支援施策を推進しています。

近年、子育てに対する経済的、精神的、身体的負担感が増していることや、結婚に関する意識の変化などを背景として、少子化が進行している中、子どもや子育てをしている保護者が地域社会からの温かいサポートに包まれ、安心して子育てができる環境づくりが必要です。

＞ 施策の体系

子育て支援の充実	● 子育て支援に関する指針の充実
	● 豊かな子ども時代を過ごせる社会づくり
	● 次代を担う心身ともにたくましい人づくり
	● 子どもを生み健やかに育てる環境づくり
	● 子育て家庭を支援する社会づくり
	● 子どもと家庭にやさしいまちづくり
	● 地域みんなで子育てを考えるまちづくり

➤ 主要施策

(1) 子育て支援に関する指針の充実

実情に即した少子化対策、子育て支援施策を総合的、計画的に推進するため、「子ども・子育て支援事業計画」の見直しを適宜行います。

(2) 豊かな子ども時代を過ごせる社会づくり

子どもの権利と安全を守るため、子どもの人権擁護に関する施策の推進や子ども自身が気軽に相談できる場の充実を図ります。また、児童虐待の予防、早期発見及び適切な支援ができるよう、県、警察、医療、福祉及び教育などの関係機関と連携を強化し、役割分担を明確にしながら、児童虐待防止対策の充実に努めます。

(3) 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

子どもの心と体の成長に応じた健康の保持・増進に向け、家庭での安全で健やかな成長発達につながる育児環境の支援に取り組み、命を大切にする心の教育、食育を推進します。また、子どもが伸び伸びと育ち学べる環境づくりのため、文化・スポーツ活動や児童・生徒の乳幼児とのふれあい活動など、多様な体験・交流の機会づくりを促進します。

(4) 子どもを生み健やかに育てる環境づくり

子どもの健康や育児について出産前から気軽に相談できる体制をつくり、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを促進します。また、子どもの遊び環境の充実、体験・交流活動に対する支援など、子どもの健やかな成長のための取組を推進し、子育てに関する相談・学習の場の充実等に努めます。

(5) 子育て家庭を支援する社会づくり

子育て支援団体、事業者、労働団体、行政機関などが連携して子育て支援に取り組むための組織づくり、男女が共に仕事と家庭・子育てを両立することができる就労環境の向上など、社会全体で子どもを育てる環境づくりに努めます。また、子育て世代包括支援センターにおける相談・支援体制の充実、保育所における相談・支援体制の整備、父親の子育て参加の促進など、子育て家庭に対する養育支援に取り組み、子育てや生活支援、経済的支援など、ひとり親家庭への支援の充実を図ります。さらに、子どもの健やかな成長や子育て家庭のさまざまなニーズに対応できるよう、幼児期における教育・保育の充実を図るとともに、子ども・子育て支援に関する取組を総合的に推進します。

(6) 子どもと家庭にやさしいまちづくり

子どもとその保護者が、安全で安心して遊ぶことができる施設の整備やユニバーサルデザインのまちづくりを促進し、行政、警察、学校、家庭及び関係機関・団体との連携の下、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための活動を推進し、子どもの安全確保に努めます。また、子どもの防犯対策への強化を図り、被害にあった子どもや家族に対する支援を行います。

(7) 地域みんなで子育てを考えるまちづくり

家庭・地域・企業・行政などさまざまな担い手による連携・協働の下、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりを進め、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを総合的に推進します。



＞ 目的と方針

町民が生涯にわたって、健康で、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、町民、医療機関等及び町が互いに連携しながら、健康管理体制や健康教育・相談を充実させ、町民の主体的な健康づくりの推進と地域医療体制の充実に取り組みます。

＞ 現状と課題

本町は、平成25年度に策定し平成30年度に中間評価を行った第2次松前町健康づくり計画に基づき、健康づくりに関する広報・啓発活動をはじめ、健康診査やがん検診、健康教室、健康相談などについて、ライフステージに応じた保健事業を実施してきたほか、特定健康診査等実施計画等に基づき、国保被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

第2次松前町健康増進計画の中間評価では、働く世代の肥満の増加や、飲酒や睡眠不足による生活習慣病のリスクの増加、精神的な健康問題などが町の健康課題として明らかになりました。

今後も、各計画に基づき町民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくり活動の一層の促進を基本に、関係部局と連携するとともに、町民の健康寿命の延伸と予防重視型のまちづくりを進めます。

医療については、町内に民間の病院が2か所、診療所が21か所、歯科診療所が17か所あるほか、松山市の総合病院等へも近く、恵まれた医療環境にあります。今後とも町民が安心して医療を受けられるよう、医療機関と連携し、地域医療体制や救急医療体制の充実を図り、症状や緊急性に応じた最適な医療を受けられる環境づくりに努めます。

＞ 施策の体系

健康づくりの推進	● 健康づくり活動・食育の推進
	● 健康診査・がん検診等の充実
	● 母子保健の充実
	● 精神保健福祉の推進
	● 感染症対策の推進
	● 地域医療体制の充実

➤ 主要施策

(1) 健康づくり活動・食育の推進

第2次松前町健康づくり計画に基づき、町民主体の健康づくり活動を促進します。また、町民主体の食生活改善運動の促進をはじめ、関係機関と情報共有及び連携し、地域の人材を活用した食育の普及啓発を図ります。特に、前述した町の健康課題について重点的な取組を行うとともに、健康づくり施策を総合的、計画的に推進するため、松前町健康づくり計画及びデータヘルス計画等について、推進を図るとともに、適宜見直しを行います。

(2) 健康診査・がん検診等の充実

特定健康診査の受診率や特定保健指導実施の向上に努め、生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組むとともに、がん検診等その他の健康診査、健康教育、健康相談等の充実に努めます。

(3) 母子保健の充実

安心して子どもを生み育てられる環境づくりに向け、医療機関・関係機関と連携し、家庭訪問や健康診査、健康相談、母子保健に関する知識の普及、予防接種等を実施し、母子保健事業の一層の充実を図ります。特に、子育て世代包括支援センターと連携し、妊娠・出産から子育てまで、切れ目ない支援に努めます。

(4) 精神保健福祉の推進

近隣自治体や関係機関との連携の下、精神保健福祉に関する正しい知識の普及や社会復帰のための支援の充実に努めます。また、令和5年度に策定した第2期松前町自殺対策推進計画に基づき、町民をはじめ関係機関、団体とのネットワークをより強化し、総合的な自殺対策を推進します。

(5) 感染症対策の推進

感染症に関する正しい知識の普及啓発活動や感染拡大防止体制の充実に努めるとともに、発生時には関係機関との連絡を密に行い、迅速に対応します。

(6) 地域医療体制の充実

地域医療体制を整備するため、かかりつけ医を持つことや適正受診の啓発に努め、また、高度化、多様化する医療ニーズに対応できるよう、町内外の医療機関との連携や広域的連携の下、救急医療体制を含めた地域医療体制の維持・充実に努めます。



＞ 目的と方針

全ての町民が安心して暮らすことができるよう、国民健康保険制度や後期高齢者医療保険制度、介護保険制度の健全で円滑な運営、国民年金制度の適正な周知啓発、医療費の適正化や低所得者の自立に向けた支援に努めます。

＞ 現状と課題

社会経済情勢の悪化による生活保護受給者の増加、高齢化の進展による医療費や介護給付費の増加など、社会保障費は年々増加している一方で、高齢者を支える現役世代が減少していることから、現役世代の社会保障費に対する負担の増加が課題となっています。

国民健康保険や後期高齢者医療における医療給付費について、持続的・安定的な制度とするため適切な運営に努め、また、日頃からの健康づくりと適正な医療受診の勧奨を推進することにより、医療給付費の抑制を図っていく必要があります。

また、介護保険を持続可能な制度とするため、介護保険制度の基本理念やサービス内容などについて周知を図りながら、不適切なサービス利用の提供を見直し、適正な給付を行うことで、制度の円滑な運営に努めます。

国民年金制度は老後の生活を保障する重要な制度であり、将来的な無年金者をなくす取組が必要となります。

また、就労支援などによる生活保護受給者の自立支援を強化するとともに、生活保護に至る前の低所得者に対する自立支援が必要です。

＞ 施策の体系

社会保障の充実	● 国民健康保険事業の適正運営
	● 低所得者福祉の推進
	● 後期高齢者医療保険制度の円滑運営
	● 介護保険事業の円滑運営
	● 社会保障・税番号制度事務の推進

➤ 主要施策

(1) 国民健康保険事業の適正運営

増加を続ける医療費の多くを占める生活習慣病の早期発見・早期治療を目的に、特定健康診査、特定保健指導等の受診率の向上に努めます。

国民健康保険加入資格の状況調査を行い、資格異動未届者に対して個別指導等を行うなど、被保険者資格の適正化に努めます。

広報・啓発活動や医療費通知等を通じ、国民健康保険制度に対する理解や医療費に対する関心を高めるとともに、診療報酬明細書の点検調査の充実や被保険者への指導等により適正受診を促進し、医療費の適正化に努めます。

医療費に見合う国民健康保険税の適正な賦課総額の確保・徴収に努めるとともに、納税意識の高揚や徴収体制の充実を図り、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

(2) 低所得者福祉の推進

生活保護法に基づいた制度の適正な運用について、関係機関との連携により、被保護者の安定的な生活や自立の促進を図ります。また、就労支援対策などの充実により経済的自立を図るとともに、安定した日常生活を確保するため、援助・支援に努めます。

(3) 後期高齢者医療保険制度の円滑運営

後期高齢者医療制度の広報や相談対応など、愛媛県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の円滑な運営に取り組みます。

(4) 介護保険事業の円滑運営

高齢者やその家族が介護保険サービスを適切に選択し、利用できるようさまざまな広報媒体を活用し、介護保険制度やサービス提供事業者の情報の提供体制を更に整えていきます。

また、高齢者の自立支援と重度化防止を視点に、事業所に対してケアプランの点検や指導を行うとともに、地域密着型サービス事業所の監督・実地指導の強化を図り、介護保険サービスの質の向上のための取組を推進します。

さらに、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現に向け、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療・介護と連携を図りながら地域包括ケアシステムの構築を進めます。

加えて、費用負担の公平公正性を確保するため、低所得者に配慮した介護保険料の適正な賦課・徴収に努めるとともに、町の関係部局と連携し、保険料の収納率の向上に努めることにより、介護保険制度の安定的な運営に取り組みます。

(5) 社会保障・税番号制度事務の推進

町民サービスの向上や行政事務の効率化を推進するため、社会保障・税番号制度の円滑かつ確実な運営に努めます。

第3章 豊かな心を育む人づくり

01 学校教育の充実



＞ 目的と方針

未来を担う子どもたちが、豊かな心と確かな学力を持ち、生きる力を身に付けられるよう、特色ある学校づくりの推進や教育環境の整備等を図り、学校、家庭、地域社会が連携・協働し、総合的な学校教育環境と学校教育の充実を図ります。

＞ 現状と課題

現在、本町には、町立幼稚園が1園、小学校が3校、中学校が3校あり、令和7年度から町立幼稚園が認定こども園となる予定です。

本町ではこれまで、家庭や地域と連携しながら、幼児教育を総合的に推進してきたほか、義務教育においては、生きる力の育成に向け、知・徳・体の調和のとれた教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着と個性の伸長を図る教育を推進してきました。また、各種の研修会の実施等を通じ、教職員の資質の向上に努めてきました。

学校教育の課題は、不登校やいじめなどの問題、発達障がいへの対応、食育、学校の防災・防犯など多岐にわたっています。これらの学校教育の課題の解決や、学校施設・設備の充実を図るため、更なる教育環境の確保が求められています。

子どもたちが安心して将来の夢を育み、伸び伸びと育っていくことができるよう、学校、家庭、地域社会の連携により一人ひとりを大切に育む学校づくりを進めていくことが重要です。

＞ 施策の体系

学校教育の充実	● 社会総がかりで取り組む教育の推進
	● 未来をひらく子どもたちの育成
	● 安全・安心で充実した教育環境の整備
	● 特別支援教育の充実

➤ 主要施策

（１）社会総がかりで取り組む教育の推進

家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校の創意工夫などにより、地域に愛され、信頼される学校づくりに努めるなど、学校、家庭、地域、企業、関係機関等が連携・協働して、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援します。

（２）未来をひらく子どもたちの育成

不登校の児童生徒も含め、ICTを活用した一人ひとりに応じたきめ細かな指導や、家庭との連携による学習・生活習慣の確立により、子どもたちの確かな学力の定着と向上に努めます。

本町の自然や産業特性等を生かしたさまざまな体験活動、郷土愛やグローバルな視野を養う教育を推進するとともに、自他の生命を大切にする心や規範意識などを養う道徳教育をはじめ、情報教育や環境教育を推進するほか、地域産業や企業の良さ、地域で働くことの魅力を実感できるよう、職場体験学習の拡充など、キャリア教育の充実に取り組みます。

読書習慣や食習慣、運動習慣などの望ましい生活習慣を確立し、子どもたちの豊かな人間性や健康・体力など、社会で生きる力の基礎を育みます。

各種研修の充実等を通じて、教職員一人ひとりの専門的知識・能力や倫理観の向上に努めるとともに、自信を持って教壇に立ち、明るく安心して働くことができるよう、学校における働き方改革を進めます。

（３）安全・安心で充実した教育環境の整備

地域ぐるみの学校安全対策の充実を図るとともに、学校の長寿命化に計画的に取り組むほか、教育の情報化の取組を推進し、安全・安心で充実した教育環境を確保します。また、防災士の資格取得の促進などにより教職員の防災意識の高揚や資質向上に努め、防災教育や交通安全教育など学校安全に関する教育を通じて、子どもたちに自らの命は自ら守ろうとする主体的な態度を育成します。

（４）特別支援教育の充実

障がいのある子どもたちが安心して学ぶことができるよう、学校生活支援員の充実などよりよい学校環境づくりを進めるとともに、学校や家庭、関係機関等が連携した早期からの切れ目ない支援体制を確立し、一人ひとりの障がいの状態や発達段階等に応じた指導・支援の充実を図ります。さらに、交流や共同学習の機会を通じて、障がいの有無にかかわらず、子ども同士の相互理解や地域の人々への特別支援教育に対する理解を深めるための啓発に積極的に取り組みます。



目的と方針

町民一人ひとりが、学びたい時に学ぶことができ、その成果を地域社会に生かせる生涯学習社会の形成に向け、生涯にわたり学びと文化芸術活動が続けることができる環境を整備するとともに、学習体制や学習機会などの充実に努めます。

現状と課題

本町では、町民の学習活動を支援し、豊かな町民生活や活力ある地域社会づくりに生かしていくため、総合文化センターや公民館を拠点に、「まさきふれあい学園」等によるさまざまな講座・教室を開催しているほか、生涯学習に関する広報・啓発活動の推進や情報の提供、関連施設の整備充実、分館（自治公民館）活動への支援、関係団体の育成等に努めています。

「まさきふれあい学園」では、町民主導で企画・運営される町民企画講座が定着し、一定の参加者を得られています。今後は、町民企画講座を実施するグループの固定化を解消するなど、工夫の必要があります。

今後、関連施設の整備充実や指導者の確保、関係部門、関係機関・団体が一体となった生涯学習推進体制の整備に努めるとともに、町民の学習ニーズを常に把握しながら、多彩な生涯学習プログラムの検討や学習情報の提供等を行い、総合的な学習環境づくりを進めていくことが必要です。

施策の体系

生涯学習の推進	● 生涯学習推進体制の充実
	● 生涯学習関連施設の整備充実、管理運営体制の充実
	● 学習情報の提供
	● 特色ある講座・教室の開催
	● 分館（自治公民館）活動の促進
	● 関係団体の育成

➤ 主要施策

(1) 生涯学習推進体制の充実

本町の特色を生かした生涯学習のまちづくりに向け関係機関・団体と連携した学習や文化芸術活動の指導者などの人材の育成と確保に努め、生涯学習推進体制の整備を図ります。

(2) 生涯学習関連施設の整備充実、管理運営体制の充実

町民の主体的な学習等の活動を推進するため、生涯学習関連施設の整備充実と適正な管理運営、再配置の検討を行い、安全で快適な学習空間の提供と利便性の向上に努めます。

(3) 学習情報の提供

学習活動への参加を促進するため、多様な学習ニーズやライフスタイルに応じた、自主的・主体的に行う学習活動を支援するとともに、学習情報の提供や相談体制の充実を図ります。

(4) 特色ある講座・教室の開催

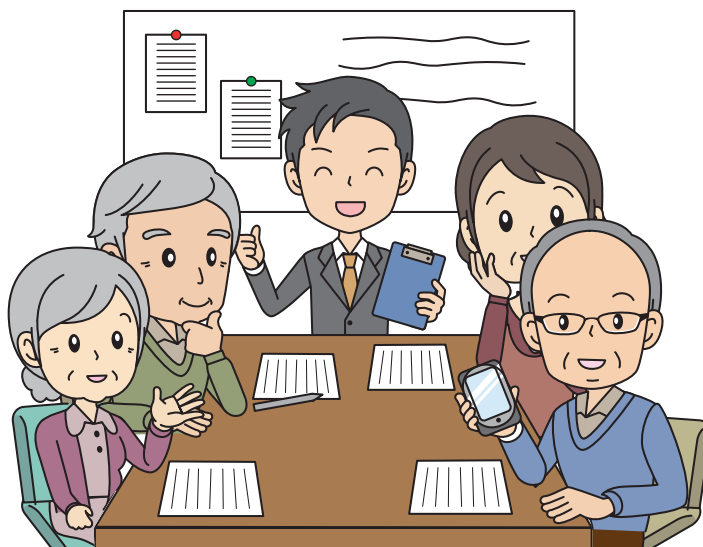
町民ニーズの動向や本町の特性・資源、社会・経済情勢の変化を踏まえ、学習や活動で得た知識や技能など学習の成果を地域の課題解決やまちづくりに生かされるよう、「まさきふれあい学園」を核に、子どもから高齢者までを対象とした特色ある講座・教室の開催を図ります。

(5) 分館（自治公民館）活動の促進

町民が地域の実情に即した学習活動に自主的に取り組み、活力ある地域社会が形成されるよう、分館（自治公民館）活動への支援を行います。

(6) 関係団体の育成

町民の主体的な学習活動の活発化を促進・支援するため、社会教育関係団体の育成に努めます。





目的と方針

全ての町民が健康で豊かな生活を送れるよう、また、スポーツに親しみながら、仲間との交流や健康の維持増進を図ることができるよう、スポーツ施設の整備に取り組むとともに、スポーツへ参加する機会の確保と指導者の育成や情報提供の充実に努めます。

現状と課題

本町では、町民の自発的なスポーツ活動をサポートするため、スポーツ協会等と連携しながら、各種スポーツ大会・教室を開催しているほか、松前公園や松前町国体記念ホッケー公園等のスポーツ施設の整備充実やスポーツ団体の育成等に努めています。

このような中、スポーツ協会加盟のスポーツ団体やスポーツ少年団、老人クラブ等が多種多様なスポーツ活動を行っているほか、地域における自主的なスポーツ活動も展開されています。

また、えひめ国体を契機に、ホッケーのまちづくりを推進し、ホッケーによる国際交流やホッケーイベント等を開催し、町民に深くホッケー競技の魅力を発信するほか、ホッケー公園ホッケー場を活用した、各種大会やキャンプ誘致等を積極的に行い、県外にも「ホッケーのまち まさき」を発信することに努めます。

今後、町内のスポーツ施設の整備充実や管理運営体制の充実を進めるとともに、各種スポーツ団体・クラブの自主運営に向けた支援や指導者の確保、スポーツ大会・教室の充実等を図り、町民一人ひとりがスポーツを通じて健康で豊かな生活を営むことができる環境づくりを進めていく必要があります。

施策の体系

スポーツの振興	● 既存スポーツ施設及び新たなスポーツ施設の整備
	● スポーツ団体の育成
	● 指導者の確保・育成
	● 多様なスポーツ活動の普及促進
	● ホッケーのまちづくり推進

➤ 主要施策

(1) 既存スポーツ施設及び新たなスポーツ施設の整備

町民の利用ニーズや老朽化の状況等を踏まえ、既存スポーツ施設の運用の改善や施設や機器の整備・高機能化を図ります。また、地域スポーツやジョギングなどの生涯スポーツの推進、スポーツ交流事業の振興を図る上で幅広く利用いただけるような施設の整備・管理運営を促進します。

(2) スポーツ団体の育成

町民の自発的なスポーツ活動の一層の活発化を促進するため、スポーツ協会やスポーツ少年団などスポーツ団体の育成を図ります。また、自主運営型のスポーツ組織としての充実・定着化及びスポーツ活動の活発化を促進します。

(3) 指導者の確保・育成

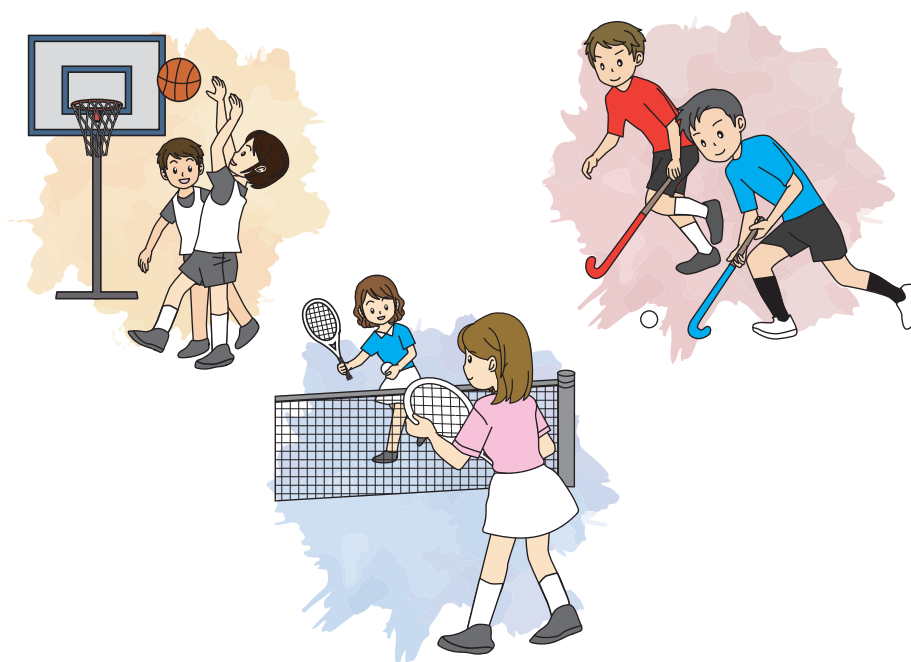
町民の多種多様なニーズに対応するため、各種講習会や研修会の開催などを支援し、スポーツ指導者の確保と育成に努めます。

(4) 多様なスポーツ活動の普及促進

スポーツ協会やスポーツ推進委員会等と連携し、各種スポーツ大会・教室の内容充実を図り、ニュースポーツから競技スポーツまで、多様なスポーツ活動の普及促進に努め、町民の健康維持の増進を図ります。

(5) ホッケーのまちづくり推進

県ホッケー協会と連携し、四国大会や全国規模の大会、関西圏域の大学ホッケーチームやホッケー日本代表チームのキャンプ地として選定されるよう、松前町から「ホッケーの聖地」を町内外に発信し、今後更なる取組に努めます。





＞ 目的と方針

多くの町民が歴史、文化、芸術に触れる機会を充実させるとともに、積極的な文化芸術活動への参加を促すため、貴重な文化財の保存・整備・活用を行うとともに、情報発信の充実を図り、文化芸術活動への支援、関連施設の充実などに努めます。

＞ 現状と課題

本町では、さまざまな文化芸術活動が行われているほか、音楽イベントや講演会を中心とした総合文化センター自主事業や文化祭等が行われています。町では、これら町民主体の文化芸術活動を支援するとともに、文化協会と連携して各種文化事業を展開し、文化芸術の振興に努めています。

今後、町民の誰もが身近に文化芸術に親しめるよう、町民や各種文化芸術団体による自主的な文化芸術イベントの開催を更に支援し、町民一人ひとりの豊かな人間性と創造力を育成するため、より優れた文化や芸術に触れる機会を拡大することが必要です。

また、本町には、県指定史跡の義農作兵衛の墓や町指定史跡の松前城跡をはじめ、合計9件の指定文化財等があり、これらの指定文化財や伝統芸能の保存活動への支援等を行っていますが、今後とも適切な保存・活用に努めるとともに、展示・学習施設の整備を検討していく必要があります。

＞ 施策の体系

文化芸術の振興	● 文化芸術団体の育成
	● 総合文化センターの運営体制の充実
	● 多様な文化芸術に触れる機会の充実
	● 歴史の伝承、文化財の保存・活用

➤ 主要施策

(1) 文化芸術団体の育成

町民の自主的な文化芸術活動の一層の活発化を図るため、文化協会など各種文化芸術団体の育成を促進します。

(2) 総合文化センターの運営体制の充実

周辺市町の文化ホール等との連携強化や管理・運営の弾力化など、運営体制の充実に努め、総合文化センターの更なる有効活用を図ります。

(3) 多様な文化芸術に触れる機会の充実

幅広い文化芸術や価値観を知り、親しめる環境が整備されるよう、文化芸術活動の発表の機会や多様な文化芸術に触れる場の提供に努めます。

(4) 歴史の伝承、文化財の保存・活用

義農作兵衛の墓や松前城跡をはじめとする指定文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、その他の文化財についても、調査・研究を行い、収集や保存・活用に努め、次世代へと継承します。また、積極的な公開・活用を通じて町民が文化財に親しむことができるよう努めるとともに、その価値への理解促進を図ります。さらに、伝統文化を継承・発展させるとともに、郷土の偉人とその功績についても子どもたちに伝え、郷土愛を育む機会を多く設けるよう取り組みます。





目的と方針

青少年が心身ともに健全で豊かな人間性を育めるよう家庭や地域、関係機関が一体となって事業を積極的に推進するとともに、巡回や相談体制の充実に努めます。また、子どもたちの居場所づくりや体験活動、ボランティア活動等の機会提供の充実に努めます。

現状と課題

本町では、青少年補導センターを中心に、相談活動や青少年補導委員による非行防止活動等を行っているほか、「いきいきまさきっこボランティアセンター」の活動等を通じて体験活動・ボランティア活動への参画を促進するなど、青少年の健全育成に積極的に取り組んでいます。

今後、豊かな生活経験や自然体験を通してさまざまな人と関わり、人間関係を築く機会を持つことが重要であり、家庭・学校・地域社会の役割を明確にし、それらの連携によってさまざまな活動機会を提供することが必要です。

施策の体系

青少年の健全育成	● 非行防止活動等の推進
	● 地域全体で子どもを育てる環境づくり
	● 青少年の体験・交流活動、ボランティア活動等の促進

➤ 主要施策

(1) 非行防止活動等の推進

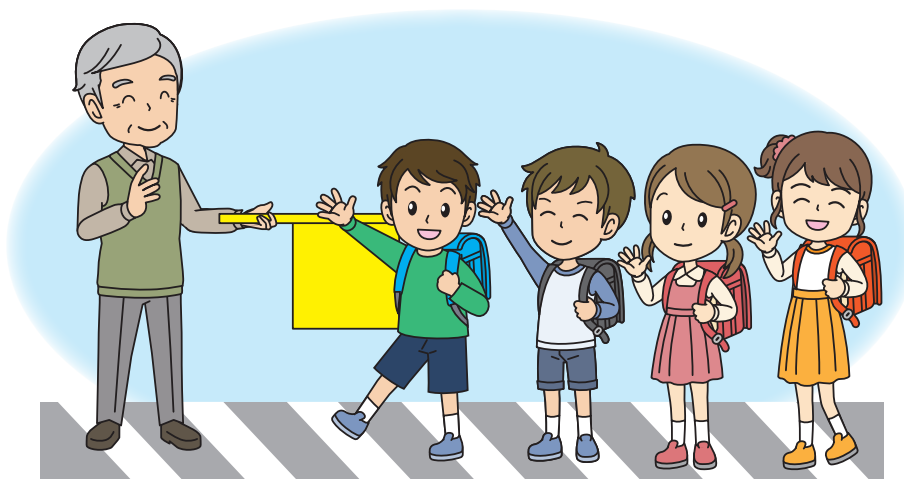
学校や関係機関と連携を図り、相談活動や青少年補導委員による非行防止活動・環境浄化活動等を推進し、さまざまな悩みへの対応や非行の防止に努め、問題のある児童生徒については、補導後も適切な継続指導を行い、生活習慣の確立や学校生活への早期復帰を支援します。

(2) 地域全体で子どもを育てる環境づくり

学校・家庭・地域の連携・協働により、学校教育の充実や生涯学習社会の実現、地域の教育力向上を図り、地域全体で子どもを育てる環境づくりを促進します。

(3) 青少年の体験・交流活動、ボランティア活動等の促進

青少年の豊かな人間性を育むため、地域におけるボランティア活動や世代間交流など、青少年が主体的に関わることができる活動への参加を促進します。



目的と方針



ますます進展する国際化に合わせて、必要な人材の育成や環境整備を進め、外国籍住民の交流機会の創出により、異文化に触れ合う機会が多いまちづくりを推進します。また、姉妹都市である北海道まつまえ松前町との交流の充実に努めます。

現状と課題

本町では、国際社会に対応するため、学校教育における外国人講師の活用等による英語教育の充実や町民を対象とした英会話教室、韓国語教室の開催に努めています。また、現在、本町には約330人の外国人が居住しており、身近な地域社会における国際化も進んでいます。

交流活動については、ホッケーのまちづくりを進める中で、国外の強豪チームを招へいし、中学生、高校生との交流試合や交流イベントを開催するなど、ホッケーを通じての国際交流を推進するとともに、国内における交流活動も、地域活性化の大きな契機となるものであり、その効果的な推進が求められ、本町では、平成2年に北海道まつまえ松前町と姉妹都市提携を行い、これまで定期的に児童等の交流や、たわわ祭における海産物の販売等を行ってきました。今後は、より多くの児童・生徒や町民、企業等による交流の促進に努める必要があります。

今後、社会経済や文化のグローバル化、ボーダレス化の進展とともに、町民の国際感覚の醸成や異文化交流など、国際理解や国内外の交流の推進に向けた取組を進める必要があります。

施策の体系

国際化、交流活動の推進	● 多文化共生の環境づくり
	● 国際交流の推進
	● 姉妹都市交流の推進

➤ 主要施策

(1) 多文化共生の環境づくり

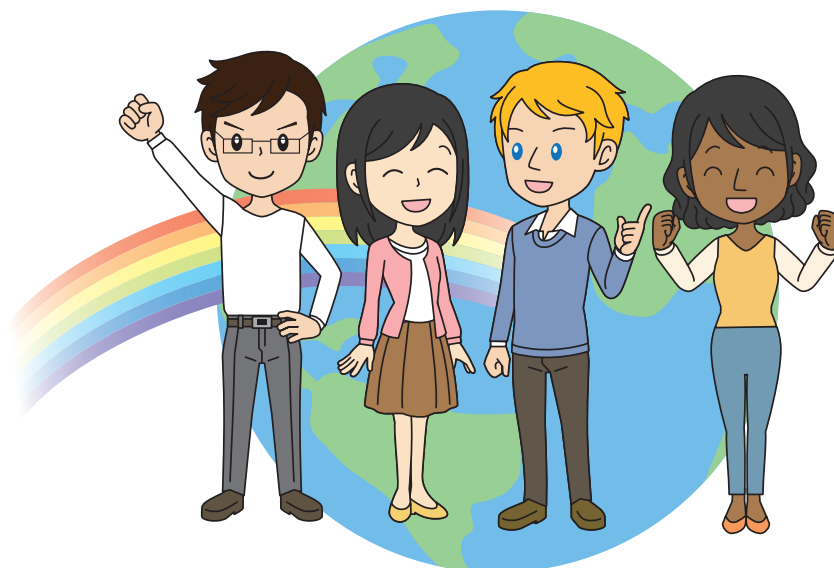
多言語による情報発信や、国際交流サロンを起点とする生活、防災、子育てなどに関する相談体制の整備により、外国籍住民が安心して生活できる環境づくりに努めます。また、外国籍住民への支援と交流の機会を創出し、地域の理解を深めるとともに、多国籍住民に対する情報提供、ネットワークの構築などによる地域社会への参加を促進します。

(2) 国際交流の推進

町民主体の国際交流活動を促進するため、活動の中心となる民間団体の育成など推進体制の整備を図るとともに、国や県等の国際交流事業に関する情報提供や連携した取組を行い、町民及び外国籍住民の参画を促進します。

(3) 姉妹都市交流の推進

姉妹都市である北海道松前町まつまえとの交流について、既存の児童等の交流や海産物の販売等の継続に努めるとともに、より多くの児童・生徒や町民、企業等が交流できる機会について研究し、交流活動の促進を図ります。





目的と方針

全ての人が個人として尊重され、自らの意思により多様な生き方を選択できるように、社会のあらゆる分野において男女共同参画が促進されるための施策を推進するとともに、その情報発信に努めます。

現状と課題

本町では、令和5年度に男女共同参画計画を改定し、男女が平等に生活や活動ができる職場・家庭・地域などの社会環境の整備に向けたさまざまな取組を進めてきたほか、改定の際には男女共同参画に関する意識調査を行い、これまでの成果や課題について検討を加えています。

今後、職場や家庭等あらゆる場において当然のこととして性別による偏見がなく、自然にお互いの個性を尊重しながら男女が協力し、共に活躍できるような質の高い男女共同参画が全ての町民に理解され浸透する啓発活動が必要です。また、町内の男女共同参画を推進するため、活動団体の確保に向けて取り組みます。

施策の体系

男女共同参画社会の実現	● 男女共同参画に向けての意識づくり
	● 男女が共に生きる環境づくり
	● 自立した生き方づくり

➤ 主要施策

(1) 男女共同参画に向けての意識づくり

関係機関と連携を行い、広報紙や情報誌等、各種の啓発事業を進め、男女共同参画の意識づくりを促進し、男女共同参画の意義について家庭、地域、職場等あらゆる分野における継続的な啓発に努め、男女共同参画に関する意識の普及と定着を図ります。また、男女共同参画活動団体の確保に努めるほか、配偶者暴力をはじめ、男女共同参画に関する市民のさまざまな悩みに応えるため、相談体制の充実に努めます。

(2) 男女が共に生きる環境づくり

働き方改革の推進や男女の均等な雇用機会や待遇の確保など、職場における女性の活躍促進に向けた事業者等への啓発活動を関係機関と連携して行い、政策決定やあらゆる分野における女性の参画拡大と人材育成に努めます。また、保育サービスや学童保育等、子育て支援の充実や周知を進めます。

災害時の避難所の運営等、あらゆる場面において、女性の視点や意見を生かした取組を促進します。

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどさまざまな問題に対し予防啓発や早期発見に努め、問題解決につながるよう関係機関と連携し、相談・支援体制を構築します。

(3) 自立した生き方づくり

一人ひとりが、困難な状況下でも自立した多様な生き方ができるよう、自立・能力開発の視点に立った学習機会や情報の提供に努め、自立した者同士が、お互いに認め合い、支え合える社会の実現を目指します。

目的と方針



全ての町民が多様な価値観を認め合い、共に支え合い、安心して暮らせる社会を目指し、あらゆる人権問題に関する正しい理解と認識を深めるため、人権教育、啓発活動を推進します。

現状と課題

現代の人権問題には、いじめや児童虐待等の子どもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障害のある人や女性、外国人、LGBTQをはじめとした性的マイノリティ等に対する不当な差別や偏見、部落差別（同和問題）といった多様な人権問題が存在しています。全ての人がお互いの人権と尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる共生社会を実現するには、様々な人権問題について、自分以外の「誰か」のことではなく、自分自身のこととして捉え、考える意識を広く社会に根付かせることが重要です。そのような観点から本町では、人権・同和問題の解決に向け、学校教育においては、各学校が連絡調整を図りながら個性的な取組を実施し、また、社会教育においては、家庭や地域、職域などあらゆる機会を捉えて人権学習講座を開催するなど、啓発・教育施策に取り組んでいます。

今後、町民一人ひとりが人権問題を正しく認識し理解するとともに、家庭や学校、職場、地域等において人や自然環境、多様な文化などを大切にする運動を繰り広げることにより、全ての町民がお互いを人として尊重する意識が自然と芽生えてくるようなまちづくりが求められます。

今後は、より多くの住民や団体に人権教育の取り組みに参加してもらうことが課題となっています。

施策の体系

人権の尊重	● 人権教育・啓発推進体制の充実
	● 人権教育・啓発の推進
	● 人権・同和問題に関する相談体制の充実

➤ 主要施策

(1) 人権教育・啓発推進体制の充実

地域の実情に即して実践できる指導者の育成、ニーズに合ったプログラムや教材の開発・整備、人権問題に関する意識調査、人権セミナー等を実施し、あらゆる機会を通して効果的・継続的に人権教育・啓発推進体制の更なる充実を図ります。

(2) 人権教育・啓発の推進

町民一人ひとりが人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための研修会や講習会を開催するとともに、広報紙やポスターの積極的な活用を図り、人権に関する教育や啓発活動を推進します。

(3) 人権・同和問題に関する相談体制の充実

人権擁護委員、民生委員・児童委員等との連携を強化し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動体制を整備し、問題の早期解決に向けた自立支援や人権擁護等の取組の充実・促進を図ります。また、インターネットや携帯電話などSNS等による人権侵害が新たな社会問題として増加しており、モニタリングの実施やインターネットによる人権侵害情報提供窓口を設置し、関係機関との連携を図り、人権侵害の解消に努めます。



第4章 活力あふれるにぎわいづくり

01 農水産業の振興



> 目的と方針

農産物の生産性の向上や高品質化、高付加価値化など、魅力ある農業の振興を図り、担い手の確保に努めます。また、漁業環境の整備や経営体制の充実支援等に努め、農水産業の活性化による活力あるまちづくりが行えるよう計画的かつ総合的な取組を行っていきます。

> 現状と課題

本町は、重信川に代表される豊かな水資源と平坦で肥沃な土地、温暖少雨の気候、そして、松山市に隣接する立地条件を生かし、古くから米麦を中心とした農業地帯として発展してきました。現在、米麦を主体に、レタスや枝豆、ナスをはじめとする野菜、花き等の生産が行われています。

水産業については、松前港を拠点に、船びき網や底びき網による漁船漁業を主体とした漁業が営まれており、イワシやエビ、イカ、カレイなどが水揚げされています。

農水産業いずれも、高齢化や後継者不足が課題となっており、今後は、関係機関・団体との連携を一層強化し、各環境の整備や担い手の育成、経営体制の維持・充実に向けた多様な支援等を進めていくことが必要です。

> 施策の体系

農水産業の振興	● 農業生産基盤整備の推進
	● 農業の担い手及び後継者の育成・確保
	● 農産物の生産性の向上及び高品質化の促進
	● 環境にやさしい農業の促進
	● 都市住民・消費者との交流の促進
	● 漁業環境の整備
	● 漁業経営体や後継者の育成・確保と定着促進
	● 農水産物の地産地消の促進

➤ 主要施策

(1) 農業生産基盤整備の推進

土地条件の一層の向上に向け、関係機関との連携の下、農地や用排水施設等の整備・改修を進めるとともに、農地や農業用水等を保全する地域ぐるみの共同活動に対する支援の充実を図ります。また、農業振興地域整備計画に基づき、整備された優良農地の確保・保全に努めます。

(2) 農業の担い手及び後継者の育成・確保

農業の基礎である後継者・担い手を確保するため、地域における意欲的な担い手への農地の集約を図るとともに、新規就業者の発掘・育成に努めます。また、インターンシップの受入れなど、農業における若者の就業を促すための取組を推進します。

(3) 農産物の生産性の向上及び高品質化の促進

関係機関・団体との連携を強化し、指導・支援体制の更なる充実を図り、農業者の意識改革を進めながら、効率的な生産技術の導入や機械・施設の整備及び共同利用、新品種の導入等を支援し、米、麦、大豆をはじめ野菜、花きなど各作目の生産性・安全性の向上や一層の高品質化、ブランド化を促進します。

(4) 環境にやさしい農業の促進

環境にやさしい農業の促進を図るため、生産から流通・消費にわたる理解を得るための啓発活動の充実、及び適切な肥培管理や農薬の飛散防止に配慮した病虫害の防除体制を確立し、家畜排泄物や農業関連廃棄物の適正処理・リサイクル等を推進します。

(5) 都市住民・消費者との交流の促進

都市住民や消費者との交流を促進し、農地の有効活用の視点に立ち、市民農園や農業・農村体験等における取組の充実を図ります。

(6) 漁業環境の整備

漁業資源の維持・拡大による漁獲の安定に向け、関係機関・団体との連携を図りながら、種苗の放流など、漁場環境整備・保全に努めます。また、安全性・生産性の向上を見据え、老朽化した漁業施設・設備等の計画的な改修を進め長寿命化を図ります。

(7) 漁業経営体や後継者の育成・確保と定着促進

関係機関・団体との連携の下、研修・指導体制の強化等により、企業的経営感覚を持つ経営体や漁業後継者の育成・確保に努め、経営基盤の安定・強化を図ります。

(8) 農水産物の地産地消の促進

交流拠点施設の活用や商業施設との連携等による農水産物直売体制の充実、学校給食との連携、魚食普及のためのPR活動の強化やイベントの開催、関係機関・団体との連携による、付加価値を付けた二次製品の開発を通じ、地産地消を促進するとともに、地域の活性化を図ります。

＞ 目的と方針



人が集まり、企業が集まるまちをつくるため、商工業における経営基盤の強化を支援するとともに、商店街の活性化や地元産品の販路開拓・拡大を促進します。また、企業立地が、若者の定住を含め、人口の定着とまちの活力向上につながるよう、優良企業の誘致に努めます。

＞ 現状と課題

本町の商業活動は、伊予鉄道松前駅西側一帯の既存商店街と、町役場東に立地した大型商業施設を中心に展開されています。令和3年の経済センサスによると、本町の事業所数（卸売業と小売業の合計）は289事業所、従業者数は2,794人、年間商品販売額は約813億円となっています。平成20年の大型商業施設の立地により、町全体では事業所数や年間商品販売額の増加が見られます。しかし、その一方で、既存商店街では経営者の高齢化や後継者不足が進行し、閉店する商店が目立つなど、取り巻く状況は一層厳しさを増しており、大型商業施設との共存が課題となっています。

今後、商工会との連携の下、経営革新をはじめ、時代変化に柔軟に対応した商業活動の促進や、都市基盤整備等と連動した商店街の環境・景観整備を進めていく必要があります。

工業については、世界でトップクラスのシェアを誇る炭素繊維産業と、「珍味発祥の地」であり日本有数の小魚珍味の生産を誇る海産珍味加工業等の地場産業を中心に展開されており、令和3年の経済センサスによると、本町の製造業の事業所数は65事業所、従業者数は3,567人、製造品出荷額等は約1,112億円となっています。

今後、町の更なる発展に向けた新たな企業立地も大きな課題となっていることから、商工会との連携の下、既存企業への支援や地場産業の活性化に向けた取組を推進するとともに、工業団地の整備の下、新たな企業の立地を促進していく必要があります。

＞ 施策の体系

商工業の振興	● 商工関係団体の育成・支援
	● 既存企業への支援及び地場産業の活性化
	● 中小企業の振興

➤ 主要施策

(1) 商工関係団体の育成・支援

商工関係団体への支援強化とともに、商工関係団体等との連携の下、若い経営者が魅力を持てる経営改善など指導・支援体制の強化を図り、商工業の活性化に向けた各種活動の支援を推進し、商工業活動の一層の活性化を図ります。

(2) 既存企業への支援及び地場産業の活性化

国、県、中小企業関係団体等との連携の下、指導・支援体制の充実を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成、事業の拡大等を促進するとともに、融資制度の充実に努め、経営体質・基盤の強化に取り組めます。

地場産業を中心とした、地域に根ざした商工業の促進、関係団体・異業種間の連携、支援制度の充実により、活性化と魅力ある環境づくりに向けた取組を進めます。特に海産珍味加工業等については、知名度の向上と販路の拡大に向けたPR活動の推進やイベントの実施、大消費地への出展活動の展開等の多面的な取組を支援し、本町ならではの特色ある地場産業として、より積極的な育成を図ります。

(3) 中小企業の振興

中小企業を対象とする調査を適宜実施するほか、既存企業との連絡相談体制の充実を図り、中小企業の実態把握に努めます。また、中小企業振興基本条例に規定する基本理念の下、中小企業振興に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進します。



03 観光・交流機能の創出

＞ 目的と方針



地域資源の掘り起こしや観光拠点の整備、PR活動の強化、観光客のニーズに合わせた受入体制づくりなど、総合的な観光振興に取り組みます。訪れる人にとって魅力的であり、町民も自信と誇りを持つことができる観光・交流のまちづくりを推進します。

＞ 現状と課題

本町には、人々が訪れる場や資源として、伊予灘を望む海岸線や重信川周辺、親水公園等の潤いのある水辺空間をはじめ、義農作兵衛の墓や松前城跡等の文化財、まさき町夏祭りや義農祭等の祭り・イベント、美しい田園景観等がありますが、観光資源として、全国から大勢の人々を呼び込むには規模・魅力ともに不十分であり、現在のところ、産業としての観光振興にはエミフルMASAKIに集中した状況となっています。

今後、既存の観光・交流拠点の整備充実、ネットワーク化や観光資源の掘り起こしを進めるとともに、新たな魅力ある観光商品づくりや観光PRの強化、来訪者を温かくもてなす体制づくりを行う必要があります。

＞ 施策の体系

観光・交流機能の創出	● 観光・交流推進体制の整備
	● 観光・交流資源の掘り起こし
	● 町のイメージアップ・PR活動の強化

➤ 主要施策

(1) 観光・交流推進体制の整備

本町の観光・交流機能の創出について検討し、観光協会等の観光団体の育成・強化や各種活動の一層の活発化を促進し、推進体制の整備を図ります。

(2) 観光・交流資源の掘り起こし

水辺空間や文化財、田園景観をはじめとする本町固有の資源など来町者の嗜好に応じた町内の観光施設（店舗）を紹介し、エミフルMASAKIを訪れた方に町内の各所にも訪れてもらうことで、地域経済への貢献や観光振興を図ります。また、農水産物等を活用した新たな特産品など、本町ならではの食資源の開発を一層促進します。

(3) 町のイメージアップ・PR活動の強化

町ホームページの充実やパンフレットの作成、SNSなどさまざまなメディアの活用等を通じ、町民や観光団体等との連携の下、あらゆる機会を捉えた本町の観光PR活動の強化や知名度向上の取組の一層の充実に努めます。また、観光・交流機能の創出のため、町の伝統行事である「はんぎり競漕」のPRを推進します。



04 雇用・就労環境の整備

＞ 目的と方針



企業等の育成や新たな商品づくり等を目指す起業・創業者等を支援するとともに、既存事業者の雇用に配慮した雇用対策に努めることにより、誰もが生き生きと働くことのできるまちを目指し、雇用機会の確保及び雇用の促進、勤労者福祉の充実を図ります。

＞ 現状と課題

職種や能力レベルのミスマッチを原因とする若者の早期離職、団塊の世代の大量退職などによる人材不足など、地方における雇用情勢は厳しい状況にあります。

既存企業の支援など各種産業振興施策を一体的に推進し、雇用の場の充実に努め、全ての働く意欲のある人が、生きがいを持って働き、経済的な安定を得ることができる環境の整備が必要です。勤労意欲を持つ町民が、自らの能力を十分に発揮できる仕事に就けるよう、町内の事業所等との連携の下で就労環境を整えていく必要があります。

＞ 施策の体系

雇用・就労環境の整備	● 企業誘致と雇用創出の推進
	● 勤労者福祉の充実
	● 創業の促進と起業家の育成

➤ 主要施策

(1) 企業誘致と雇用創出の推進

良好な企業立地環境を有する南黒田の伊予市境界周辺に工業用地の整備を図るとともに、誘致や既存企業への支援など各種産業振興施策の積極的推進により雇用の場の拡充に努めます。

(2) 勤労者福祉の充実

勤労者がゆとりと豊かさを実感できるよう、労働環境の改善や整備に向けた事業者への啓発など、ワーク・ライフ・バランスを推進し、余暇活動のニーズに応えるため、文化・スポーツ・レクリエーションの場の充実に努めます。

(3) 創業の促進と起業家の育成

新たな雇用の確保につながる新事業創出や創業の促進、有望な起業家の育成に取り組みます。

第5章 快適で暮らしやすい基盤づくり

01 上・下水道の整備

＞ 目的と方針



安全な飲料水の安定供給に向け、水道施設の整備充実を計画的に推進するとともに、町民や事業者の協力の下、河川や海域の水質保全と美しく快適な居住環境づくりに取り組み、公共下水道事業の計画的推進、合併処理浄化槽の設置促進に努めます。また、豪雨などによる浸水対策に取り組みます。

＞ 現状と課題

本町の上水道事業は、水源水質の変化や大規模地震などの課題に対応するため、平成15年度から「松前町上水道第6次拡張事業」に取り組んでいます。これまでに、恵久美ブロック及び北伊予ブロックの施設整備が完成し、現在、町内最大規模の給水人口を対象とする松前・西古泉ブロックの施設整備を進めています。

今後も、管路の耐震化や災害時の体制強化など、安全な飲料水を安定的に供給できる基盤づくりを進めていくことが重要です。

下水道事業については、市街化区域を中心に、認可区域の拡大を順次行いながら整備を進めており、現在、全体計画面積714.5haに対して171.2haが完了し、普及率は35.6%となっています。

今後も、公共下水道事業を計画的に推進し早期接続を啓発するとともに、家庭からの生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置を一層促進し、町全域における生活排水処理施設の早期整備に努める必要があります。

＞ 施策の体系

上・下水道の整備	● 水道施設の整備充実
	● 水源の保全
	● 水道事業の健全運営
	● 公共下水道事業の推進
	● 合併処理浄化槽の設置促進
	● 下水道施設の整備・維持
	● 下水道事業の健全運営
	● 雨水排水対策の推進

➤ 主要施策

(1) 水道施設の整備充実

第6次拡張事業計画に基づき、松前・西古泉ブロックの浄水場・配水池等の整備を行い、令和7年度末の完成を目指します。また、安定的な供給を図るため、管路の耐震化を行います。

(2) 水源の保全

将来にわたって安全な飲料水を安定的に供給するため、地下水の水質や水位の調査を継続し、水源の保全を行います。

(3) 水道事業の健全運営

施設の管理・運営体制の充実や経費の節減、経営の効率化、料金体系の適正化を図り、水道事業の健全運営に努めます。

(4) 公共下水道事業の推進

公共下水道事業の認可区域において、管渠の整備をはじめ、下水道施設の整備を計画的・効率的に推進するとともに、整備済区域における未接続世帯の早期接続の促進、施設の適正管理に努めます。

(5) 合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道事業により整備を進める区域以外については、引き続き合併処理浄化槽設置の補助を行うとともに、ホームページや広報紙を通じた啓発・PR活動を進め、設置の普及を促進します。

(6) 下水道施設の整備・維持

下水道が利用できる衛生的で快適な生活環境を安定して提供できるよう、下水道施設の適切かつ効率的・効果的な維持管理に努めます。また、健全な下水道機能を維持するため、計画的に予防保全的な補修・修繕を実施し、施設の長寿命化を図ります。

(7) 下水道事業の健全運営

施設の管理・運営体制の充実や経費の節減、経営の効率化、料金体系の適正化を図り、下水道事業の健全運営に努めます。

(8) 雨水排水対策の推進

市街地等における浸水被害を防止するため、関係機関との連携の下、雨水排水対策の推進を図ります。また、浸水常襲地域への抜本的対策を進めます。

02 土地の有効利用

＞ 目的と方針



自然と都市とが調和した良好な地域環境の形成、及びバランスのとれた発展のため、土地利用関連計画との整合を図り、地域の特性を踏まえた適正な土地利用の促進に努めるとともに、土地の適正かつ有効な利用に向け、地籍調査事業を推進します。

＞ 現状と課題

本町は、愛媛県の中央部、道後平野の西南部に位置する、東西6.9km、南北4.0km、総面積20.38km²のコンパクトなまちです。地勢はおおむね平坦で起伏がなく、大部分が海拔20m以下の平野となっており、西部に市街地が形成されているほか、東部一帯には肥沃な田園地帯が広がっています。また、町全域が都市計画区域に指定され、このうち西部を中心とする市街化区域が約2割、東部一帯の市街化調整区域が約8割となっています。地目別の土地利用状況を見ると、田が最も多く、次いで宅地となっていますが、これまでの推移を見ると、田が減少し、宅地が増加する傾向にあります。

今後、自然的な土地利用と都市的な土地利用とがバランスよく調和した良好な地域環境の形成を図るとともに、定住促進のための空家の活用や宅地等の整備などを視野に入れ、人々が集う魅力ある市街地整備等について、町民と協働で土地の有効利用を図る必要があります。

＞ 施策の体系

土地の有効利用	● 土地利用関連計画の見直し充実・総合調整
	● 適正な土地利用の促進
	● 地籍調査事業の推進と成果の活用

➤ 主要施策

(1) 土地利用関連計画の見直し充実・総合調整

まちづくりの将来像である「生きる喜び あふれる まち まさき」を目指すため、町内有識者による検討委員会を立ち上げ、町内の土地利用について検討を行います。

また、都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画等の土地利用関連計画の見直しや充実・総合調整を行い、土地利用の一層の明確化に努めます。

(2) 適正な土地利用の促進

土地利用関連法や関連計画、関連制度等の周知と一体的運用による規制・誘導に努め、土地利用の実態を把握し、土地利用区分に沿った適正な土地利用を促進します。

(3) 地籍調査事業の推進と成果の活用

地籍を明確化し、土地を適正かつ有効に活用するため、町民への啓発活動や民間委託の推進など調査体制の充実を進めながら、地籍調査事業を計画的に推進し、早期完了に努めます。また、地籍調査事業の成果を多様な分野で活用するため、地籍情報の電子化を促進します。



03 市街地の整備

目的と方針



地域の特性や町民のニーズに対応した市街地の整備を進めるとともに、町民とともに魅力的かつ適正な市街地形成を計画的に進めます。

現状と課題

本町では、町全域が都市計画区域（松山広域都市計画）に指定されており、市街化区域が396.1ha（19.4%）、市街化調整区域が1,641.9ha（80.6%）となっています。市街化区域は、西部の臨海部及び主要地方道伊予松山港線沿線、伊予鉄道松前駅周辺、役場周辺を中心に指定されており、その用途地域の指定状況を見ると、住居系用途が最も多く201.2ha（50.8%）、次いで工業系用途が159.2ha（40.2%）、商業系用地が35.7ha（9.0%）となっています。

今後、地域の特性や町民のニーズに対応した市街地の整備に努めるとともに、町民や事業者の積極的な参画・協働を図りながら、重要度や優先度を精査しつつ、都市施設の整備や土地の高度利用を計画的に進め、人々が集う魅力ある市街地の再生と創造を促進していく必要があります。

施策の体系

市街地の整備	● 市街地整備推進体制の充実
	● 計画的な市街地整備の推進

➤ 主要施策

(1) 市街地整備推進体制の充実

国・県等関係機関との連携を強化し、町民・事業者への都市計画に関する広報・啓発活動の推進や情報提供、町民団体の組織化や活動の支援等を進め、全町的な市街地整備推進体制の一層の充実を図ります。

(2) 計画的な市街地整備の推進

町役場及び松前公園、大型商業施設周辺の新市街地については、まちの中心として、道路や公園等の都市基盤整備と併せて行政施設や商業・業務施設・福祉施設の機能充実が図られましたが、大規模商業施設のみの短時間の滞在となり、集客が必ずしも生かされていないことから、長時間の滞在や町内の名所等への誘導を図る施策を検討します。

伊予鉄道松前駅周辺及び西側一帯の商店街を中心とする既成市街地については、まちの玄関及び身近な商業空間として、交流拠点（副核）の形成を進めるため、駅前広場など交通結節点としての駅前周辺環境の整備や商店街の環境・景観整備などにぎわいの創出を図ります。

交流拠点（副核）以外の既成市街地については、老朽木造家屋の密集する地区における不燃化建築物等への建物更新、道路・空地等のオープンスペースの確保等を進め、住環境の改善と防災機能向上を図るほか、これら以外の地区についても、道路や公共下水道等の都市基盤整備、浸水対策を進め、良好な住環境の整備に努めます。

既成市街地周辺で都市基盤の整備が十分でないにもかかわらず、市街化が進行している地区や市街地周辺部で今後新たに市街化が予想される地区については、道路・公園等の適正配置の下、土地区画整理事業や地区計画により新たな市街地として誘導することを検討していきます。

JR車両基地・貨物駅が完成し、新たな交流拠点の形成を進めるため、関係機関との連携の下、適正な土地利用を検討する必要があります。

主要地方道伊予松山港線以西の臨海部については、工業用地、港湾としての機能充実を進めていくほか、新たな活力の創出に向け、南黒田の伊予市境界周辺について、企業立地を見据えた企業用地の整備を進めるほか、北黒田の臨海部についても土地の有効利用を検討します。

＞ 目的と方針



誰もが安心して暮らすことができる住まいの確保を図るため、安全・安心・快適な住環境を整備し、移住・定住の促進に向けた情報を発信するとともに、町民のニーズに適合した住宅等の整備、町営住宅の計画的な維持管理に努めます。

＞ 現状と課題

本町には、12団地・399戸の町営住宅があり、これまで町民生活の安定や増大する住宅需要への対応に大きな役割を果たしてきました。しかし、これらの住宅は、昭和30・40年代に建設されたものが多く、老朽化が進み、耐用年限を経過した住宅が全体の約50%となっており、近年の多様な住宅ニーズに対応した計画的な建替えや改良が必要となっています。また、一般住宅については、市街地を中心に低層・中低層の住宅を主体としたまとまりのある住宅地が形成されていますが、防災機能の強化を含めた住環境の質的な向上が求められています。

今後は、本町の住宅施策に関する総合的な指針づくりの下、誰もが安心して快適に住み続けることができるよう、安全性・快適性の一層の向上に努め、福祉的視点や若者の定住促進等の視点を取り入れながら、町営住宅の建替えや改良を進めていくとともに、居住系市街地の整備等と連動した良好な住宅地の形成、既存住宅の耐震化を進めていく必要があります。

＞ 施策の体系

住宅施策の推進	● 住宅施策に関する指針の見直し
	● 町営住宅の整備
	● 良好な住宅地の形成
	● 既存住宅の耐震化の促進
	● 定住促進に向けた取組の推進

➤ 主要施策

(1) 住宅施策に関する指針の見直し

実情に即した住宅施策を総合的、計画的に推進するため、住生活基本計画をはじめ、その実施計画や町営住宅の長寿命化に関する計画など、各種指針の見直しを行います。

(2) 町営住宅の整備

総合的な安全性・快適性の一層の向上に努め、高齢者や障がい者、子育て家庭が安心して暮らせる住まいづくり、若者の定住を促進する住まいづくりといった視点に立ち、耐用年限の経過や老朽度、地域特性を踏まえて重要度や優先度を精査しながら、町営住宅の建替えや改良等の整備を計画的に推進します。

(3) 良好な住宅地の形成

人口増加と安全・安心・快適な住まいづくりに向け、居住系市街地整備の一環として、都市基盤整備の推進や地区計画制度の活用等により、既成市街地の住環境の改善と防災機能の向上を図り、良好な市街地の形成を促進します。

(4) 既存住宅の耐震化の促進

耐震化の必要性に関する広報・啓発活動を推進し、町民の意識・知識の向上に努めるとともに、助成制度の充実を図りながら、耐震診断・耐震改修に対する支援を行い、既存住宅の耐震化を促進・強化します。また、住宅密集地区等にある老朽化が進み放置されている木造住宅について、地区の防災機能の向上、住環境の改善に向け、除却に対する支援を行い、自主的な除却を促進します。

(5) 定住促進に向けた取組の推進

町外からの定住促進に向け、空家対策、住宅地の確保など快適でゆとりある良質な住宅・宅地の供給を図り、相談・情報提供体制の充実に努め、より効果的な支援制度の整備を推進します。

目的と方針



町民の安全性・利便性の向上を図るため、町内道路の整備や維持管理、橋梁の耐震化などに努めるほか、公共交通機関の充実と港湾の整備を進めます。また、交通量、危険度等を勘案した長寿命化計画を作成し、計画的に修繕を行います。

現状と課題

本町ではこれまで、国道56号の4車線化や、町の東西幹線となる町道筒井徳丸線の整備をはじめ、道路網の整備を計画的に進めてきましたが、周辺的高速道路網の整備進展や大型商業施設の立地等に伴う交通量の増大等に対応した国道・県道の渋滞対策や危険箇所の解消、これら国道・県道を補完する東西・南北方向の幹線町道の整備、生活道路や橋梁の整備及び維持管理等が課題となっています。

今後も町内道路網の整備を計画的、効率的に進めていくとともに、道路整備に当たっては、人と環境にやさしい道づくりに努める必要があります。

公共交通機関については、伊予鉄道郡中線・JR予讃線が町を南北に縦断し、6つの駅が設置されているほか、民間の路線バスが運行され、さらに、コミュニティバスが運行されています。これら鉄道やバスは、通勤・通学をはじめ、町民の日常生活を支える交通手段として重要な役割を担っていますが、車社会の進展や生活様式の変化、少子化等により利用者は年々減少し、その対応が求められているほか、高齢化が進む中で、高齢者や障がい者が安全に安心して利用できる環境づくりが必要となっています。

今後も、鉄道やバスに乘継ぎをしやすい環境づくりをはじめ、鉄道の運行体制の一層の充実や駅舎の改築等を通じた利便性の向上、路線バスの維持・確保を働きかけるとともに、コミュニティバスを維持しつつ更なる地域交通の充実と利用促進に向けた取組を進めていく必要があります。

港湾については、松前港の港湾機能の向上について、管理者である県に働き掛けていく必要があります。

施策の体系

道路・交通網の 充実	● 国道・県道の整備促進
	● 町道の整備・維持
	● 橋梁の長寿命化
	● 地域公共交通の充実
	● 港湾の整備促進

➤ 主要施策

(1) 国道・県道の整備促進

円滑な交通の確保と安全性向上のため、国道・県道の渋滞対策の促進や危険箇所の改良整備等を関係機関に働き掛けます。

(2) 町道の整備・維持

町道筒井徳丸線について県道への昇格を働き掛けるとともに、東西・南北の幹線町道等の整備・維持に努めます。

集落内や集落間の町道及び生活道路については、町民との協働により良好な道路空間の維持に努めるとともに、未改良道路の改良整備や舗装を計画的、効率的に推進します。

道路整備に当たっては、災害時への対応やバリアフリー・ユニバーサルデザイン化、沿道環境・景観の保全に配慮した、人と環境にやさしい道づくりを推進します。

(3) 橋梁の長寿命化

橋梁について、定期的な点検及び計画的な補修を行い、長寿命化、更新を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。

(4) 地域公共交通の充実

コミュニティバスを含めた既存の公共交通に加えて、町民ニーズに応じて更に地域公共交通を充実させるため、デマンド型交通やカーシェアリングサービスなど多様な交通手段の導入を検討します。

(5) 港湾の整備促進

港湾機能の維持・充実と安全性の更なる向上に向け、松前港の整備・改修を関係機関に働き掛けます。

＞ 目的と方針

町民と行政がそれぞれの役割と責任を果たし、互いの連携の下、協働によるまちづくりを推進するとともに、地域の担い手の確保と地域づくりへの人材育成などを推進します。また、NPO等の組織化及び活動を充実させるための支援を推進します。

＞ 現状と課題

本町では、親しまれる広報紙の編集・発行やSNS、ホームページ、地上デジタル放送等を通じた情報発信を行い、分かりやすく身近に感じられる広報活動に努めているほか、広報モニター制度やフレッシュボックス、ホームページ等を活用した広聴活動を行い、町民の意見や要望の反映に努めています。また、町民参画による開かれた町政を推進するため、情報公開条例及び個人情報保護条例の下、情報公開を推進しているほか、審議会・委員会の設置や町民や女性との座談会の開催、意識調査の実施、パブリックコメントの実施等を通じた町の計画づくりへの町民参画の促進、地域づくり団体・ボランティア団体の育成等に努めています。

今後、より一層多様化する地域課題及び町民のニーズに対応するため、住民活動が活発なまちとしての特性を最大限に生かし、町民と行政との情報・意識の共有化や多様な分野における新たな関係の構築を進め、協働のまちづくり、町民や民間が共に公共を担う新たな時代のまちづくりを推進していく必要があります。

＞ 施策の体系

協働のまちづくりの 推進	● 広報・広聴活動の充実
	● 各種行政計画の策定等への町民の参画・協働の促進
	● 公共サービスの提供等への町民及び民間の参画・協働の促進
	● 地域づくり団体、ボランティア団体の育成とNPOの認証
	● 大学等との連携強化

➤ 主要施策

(1) 広報・広聴活動の充実

より見やすく親しまれる広報紙づくりを行うとともに、SNS、ホームページ、地上デジタル放送等を通じた広報活動の一層の充実を図ります。また、広報モニター制度やフレッシュボックス、ホームページ等を活用したまちづくりに対する意見募集など、広聴活動の一層の充実に努めます。

(2) 各種行政計画の策定等への町民の参画・協働の促進

審議会・委員会の委員の公募や座談会の開催、意識調査の実施、パブリックコメントの実施など、広聴体制の充実を図り、政策形成過程からその評価・見直しまで、町民の参画・協働を促進します。

(3) 公共サービスの提供等への町民及び民間の参画・協働の促進

多様な主体が共に公共を担うまちづくりを進めるため、行政が行うことと町民や民間が行うことのすみ分けを明確化し、指定管理者制度の活用や民間委託の推進等により、公共施設の整備・管理や、公共サービスの提供等への町民及び民間の参画・協働を促進します。

(4) 地域づくり団体、ボランティア団体の育成とNPOの認証

学習機会の提供、交流・情報交換の場や情報の提供等を通じ、今後のまちづくりの担い手となる地域づくり団体、ボランティア団体の育成に努め、町内のそれらの団体がNPO法人格を取得し、より自立した活動が展開できるよう、認証手続きに関わる支援等を行います。

(5) 大学等との連携強化

地域活性化と人材育成に向け、大学等との包括的連携を確立し、保健、教育、文化、産業をはじめ多様な分野において協働の取組を推進するとともに、町内の企業や商業施設等とも連携を強化し、協働の取組について一層の拡充を図ります。



目的と方針

高度情報化社会に対応するため、情報通信基盤の有効活用や電子自治体を推進し、防災をはじめ、保健・医療・福祉、環境、防犯・交通安全、教育など、生活に関わるさまざまな分野においてICTを活用した町民サービスの向上を図ります。また、情報セキュリティ対策のより一層の強化を図り、安心・安全なネットワーク環境を実現します。

現状と課題

インターネットやスマートフォンといった近年の情報通信技術の急速な発展により、情報通信環境は日常生活に欠かせない生活基盤の一つになっています。さらに、今後は、IoTにより自動車や家電など、あらゆるものがインターネットにつながり、AIやロボットを活用したサービスなどにより人々の生活にさまざまな変化をもたらし、付加価値を創出することが予想されます。

本町は、光ケーブルにより庁舎と全出先機関を接続し、また、民間事業者のブロードバンド網も町全域をカバーしており、県下でも有数の情報通信環境を誇ります。

これまで、住民票の写しや印鑑証明書・戸籍謄本などの証明書をコンビニエンスストア等でも取得できるサービスを開始するなど、ICTを活用した町民サービスの向上に取り組んできました。今後は、町民の日常生活や企業活動・行政手続における利便性・生産性の向上を図り、また、多様化する新たなニーズに対応し、ICTを利活用することが必要です。

施策の体系

情報化の推進	● 行政内部の情報化の推進
	● 行政サービスの情報化推進
	● 情報セキュリティ対策の推進

➤ 主要施策

(1) 行政内部の情報化の推進

行政事務におけるICTの活用が急速に進展する中、住民基本台帳、税、福祉等の各システムの安定運用と、これまで構築してきた庁舎及び全出先機関をカバーする、高速かつ安心・安全な通信基盤を維持しつつ、新たなサービス利用に併せ、設備の維持増強を図ります。

業務効率化やコスト削減、さらには、BCP施策を推進するために、総合行政ネットワークを利用したASPサービス利用の推進や自治体クラウドの導入を検討し、情報システムの集約化と共同利用による効率化を図ります。

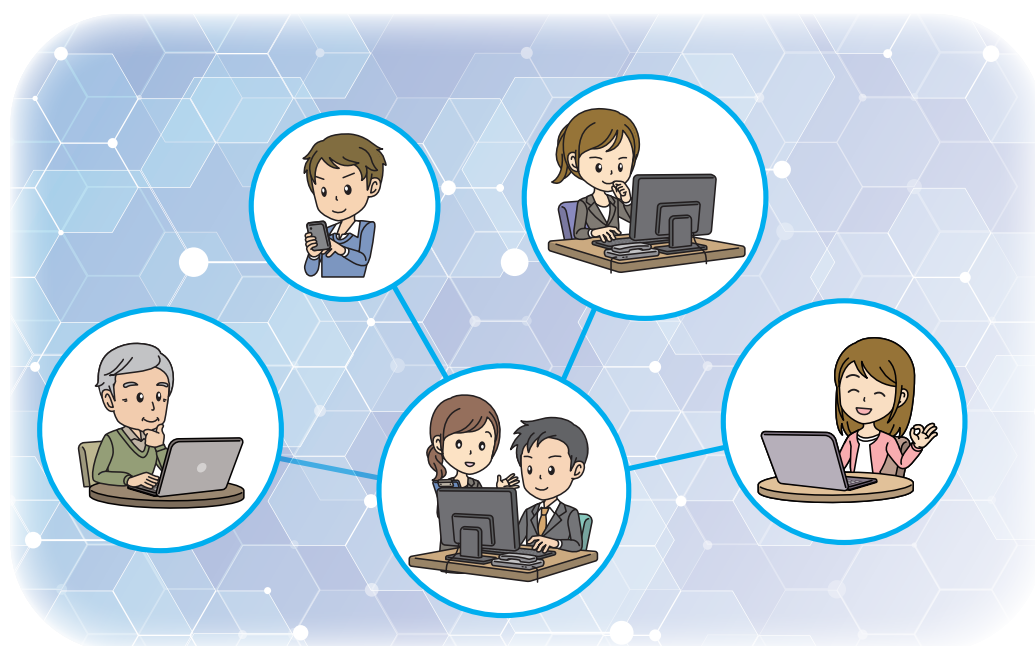
(2) 行政サービスの情報化推進

様々な分野の行政サービスにおいて、ユーザー目線で積極的にデジタル技術を活用し、より便利でより質の高い行政サービスの提供を推進します。

また、町民へのサービス向上を図るため、マイナンバーカードを活用した新たなサービスの展開について検討を進めます。

(3) 情報セキュリティ対策の推進

情報資産の適切な運用・管理や職員への研修を継続し、セキュリティ対策のためのシステムの安定稼働に努めるとともに、必要に応じてセキュリティの維持増強を行います。また、情報セキュリティ監査の実施や運用マニュアルの整備などによる情報セキュリティ対策の強化に努めます。





目的と方針

民間活力、広域行政等、さまざまな手法により効率的な行政運営に取り組み、将来にわたって安定した行政サービスを提供するため、町税をはじめとした自主財源の確保に努めるとともに、既存事業の見直しなどによる歳出の圧縮に努め、健全で持続可能な財政基盤を確立します。

現状と課題

本町は、平成の大合併の流れの中で、愛媛県において単独町政を自ら選択したまちで、自らの力で独自の自治体経営の道を切りひらくため、これまで、行政改革大綱及び集中改革プラン等に基づき、「飛躍」に向けた聖域なきゼロベースの改革等を基本として、事務事業の見直しや民間委託の推進をはじめ、徹底した行財政改革を推進し、目標どおりの収支改善を実現するなど、大きな成果を上げてきました。しかし、本町の財政状況は、歳入面では、大型商業施設の立地や企業の工場増設に伴う固定資産税の増収など明るい材料がある一方、歳出面では、公債費や増大し続ける特別会計への繰出金等が財政を圧迫し、今後も厳しい状況が続くことが見込まれます。

また、本町の公共施設については、松前町公共施設等総合管理計画と当計画に基づき施設ごとの管理方針を示した個別施設計画に沿って施設の長寿命化等に取り組んでいます。しかし、建物の6割が築30年を経過するなど老朽化が進んでおり、将来の状況によっては、財政的な理由で施設の整備や改修ができなくなる可能性があります。

今後も行財政改革に関する指針の見直しの下、これまでの成果を踏まえながら、事務事業や組織・機構の見直し、定員管理の適正化、職員の資質向上、効率的で安全な公共施設等の維持管理など、行財政改革を継続的に推進していくとともに、国や県の動向を勘案しながら、今後の広域行政のあり方についても検討していく必要があります。

施策の体系

持続可能な自治体運営	● 行財政改革の推進
	● 公共施設等の総合的・効率的な運営
	● 周辺市町との連携
	● 健全な財政運営
	● 計画的な自治体運営

➤ 主要施策

(1) 行財政改革の推進

税外収入の確保に努めるとともに、中長期的な見通しに立った行財政運営、自立した持続可能なまちづくりを進め、指定管理者制度等による民間活力の活用を図ります。また、計画・事業の進捗管理や点検に基づき、事業効果や費用効果など重要度、緊急度等を総合的に勘案し、事業の重点化・選別化を図ります。

(2) 公共施設等の総合的・効率的な運営

予防保全を前提にした改修サイクルの構築により施設の長寿命化を進め、ライフサイクルコストの縮減や維持管理、更新費用の縮減を図ります。また、人口状況の変化に対応した施設の複合化、多機能化、ユニバーサルデザインなどを計画的に進めます。さらには、民間活力を柔軟かつ積極的に活用し、施設運営の効率化を図ります。

(3) 周辺市町との連携

周辺市町との連携の下、一部事務組合等による広域施策・共同事業の効率的な推進に努めます。また、圏域の持続的発展と地域の活性化を目指し、中予の3市3町で構成する連携中枢都市圏において策定した「まつやま圏域未来共創ビジョン」に基づき、人口減少・少子高齢化の社会にあっても、安心して暮らせるように、圏域で協力してさまざまな取組を推進します。

(4) 健全な財政運営

経費の節減や事務の効率化に努めるとともに、事業の費用対効果や重要性、緊急性等を総合的に勘案し、限られた財源を有効活用するほか、財政状況の分析等も行いながら、健全な財政運営に努めます。

(5) 計画的な自治体運営

多様化する行政課題や町民ニーズに対応したまちづくりを目指し、各種計画の確実な推進を図るため、計画的・効率的な自治体運営に努めます。

第4編 関連計画



第1章 松前町まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標と主な施策・事業に対する客観的な指標

【基本目標1】子育て世代に、住む場所として選ばれる松前町づくり

(1) 基本的な方向

○子どもの幸せが尊重され、将来子どもを持つ世代が安心して子どもを生み育てられるよう、切れ目のない支援を実施し、将来にわたって安定した人口を維持していく。

《成果目標》

○乳幼児数 基準値：1,553人（R5）➡ 目標値：1,609人（R11）

(2) 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

1 安心して子どもを預けることができる環境整備

- 保育士の確保と保育の質の向上に関する取組を実施することにより、保育サービスの充実を図る。
- 子どもたちが安心して学校生活を送ることができるように、相談や生活支援体制を充実させることで、安心して子どもを預けることができる環境を確保する。

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目 標
町立認定こども園の定員充足率	— ➡	100%（R11）
保育士キャリアアップ研修受講率	随時個別受講（R5） ➡	主任までに5講座 主幹までに8講座 （～R11）
学校生活支援員1人当たりの 平均担当児童数	2.5名（R5） ➡	2.3名（R11）

具体的な取組	担当課
保育サービスの充実 ◇保育士の確保 ◇保育の質の向上 ◇土曜日午後保育の実施 ◇延長保育の実施	福祉課
保育士・幼稚園教諭体制の強化	福祉課・学校教育課
ハートなんでも相談員設置	学校教育課
スクールソーシャルワーカー設置	学校教育課
学校生活支援員設置	学校教育課

2 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

- 結婚を希望する若い世代の望みがかなえられるよう、大型商業施設等の地域資源を活用した出会いイベントの開催など、出会いの場の創出を行う。
- 安心して妊娠・出産ができるための面談・相談、健康診査や両親学級の開催などの支援を行う。
- 子育てへの不安や負担感へ寄り添い、必要な支援を行うことでその軽減を図り、楽しみながら子育てができる社会の実現を目指す。

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目 標
出会いの場創出イベントの開催数	1 回（R5） ➡	1 回（R11）
親子ふれあいサークルの子どもの参加人数	1,286人（R5） ➡	1,300人（R11）
両親学級への参加者数	87人（R5） ➡	100人（R11）
妊娠8か月面談率	93.6%（R5） ➡	100%（R11）
4か月相談率	86.1%（R5） ➡	100%（R11）

具体的な取組	担当課
出会いの場の創出	子育て支援課
赤ちゃんのふれあい教育	子育て支援課
子育てに関する相談	子育て支援課
子育てに関する情報提供の充実	子育て支援課
病児・病後児保育の充実	子育て支援課
こんにちは赤ちゃん事業	子育て支援課
親子ふれあいサークル	子育て支援課
不妊治療費の追加助成	子育て支援課
両親学級（ウェルカムベビースクール）の開催	子育て支援課
妊産婦・乳幼児健康診査	子育て支援課
妊婦歯科健康診査	子育て支援課

3 子育て世帯の経済的支援の充実

- おむつ券、応援金の支給や就業活動の支援など多様な角度から子育て世帯への経済的負担の軽減を図る。

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目 標
おむつ券交付件数	106件（第2子～） －（第1子）（R5）	➡ 99件（第2子～） 78件（第1子）（R11）
出産・子育て応援件数	1,575件（R5×5年）	➡ 1,770件（～R11）
待機児童数	0人（R5）	➡ 0人（R11）

具体的な取組	担当課
高校生年代までの医療費無償化	子育て支援課
未熟児に対する養育医療の給付	子育て支援課
おむつ券の交付	子育て支援課

4 地域で子どもを育てる環境づくり

- ボランティア団体等と連携・協働しながら、まち全体で子育て世代を応援するための環境づくりを行う。
- 親同士や子ども同士の交流の場の提供や育児相談、情報発信などを積極的に行うことにより、子育てに対する負担・不安の軽減を図る。
- 放課後子ども教室などを開催することにより、子どもたちの安全で安心な活動拠点を確保するとともに、地域住民との交流を通じた学習の場を提供する。

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目 標
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のサポート会員登録者数	86人（R5）	➡ 100人（R11）
要保護児童対策地域協議会の開催数	2回（R5）	➡ 3回（R11）
放課後子ども教室の開催数	10回（R5）	➡ 10回（R11）

具体的な取組	担当課
子育てサロン開設支援事業	子育て支援課
子どもの遊び場づくり	町民課・まちづくり課
ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課
子育て支援団体の支援・育成	子育て支援課
子育てフレンドサークル	子育て支援課
幼保小連携等の推進	福祉課・学校教育課
地域での文化・スポーツ活動の支援	社会教育課
いきいきまさきっこボランティアセンター運営	社会教育課
放課後子ども教室の開催	社会教育課

【基本目標2】産業振興、産業連携による活発で活力ある松前町づくり

(1) 基本的な方向

○農・水・商・工など、それぞれの分野における雇用機会の確保や創出を図るとともに、各分野の垣根を越えた連携を図ることにより、活発で活力あるまちを実現する。

《成果目標》

○従業者数 基準値：13,769人（R3）➡ 目標値：13,800人（R11）

(2) 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

1 一次産業の担い手確保・育成と経営体の育成支援

- 一次産業の担い手の確保・育成や組織化の支援、各種団体の組織力強化の支援などを推進する。
- 生産者の経営能力の向上など、経営の改善・安定化に取り組む。

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目 標
認定農業者数	87経営体（R5） ➡	87経営体（R11）
農業担い手に対する補助件数	4経営体（R5） ➡	4経営体（R11）

具体的な取組	担当課
認定農業者経営発展支援	産業課
強い農業・担い手づくり総合支援	産業課
新規就農総合支援	産業課
水産業振興育成対策	産業課
新規漁業就業者定着促進	産業課

2 企業誘致の促進

- 新たな工業団地の整備や宣伝活動の実施など企業の立地促進に取り組み、地域経済を支える産業の集積を進める。

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目 標
工業団地の新規整備	1 件（R5～着手中） ➡	1 件完了（R9）
工場の増設等による奨励金の新規給付	1 件（R5） ➡	4 件（～R11）
奨励金の活用による町内在住新規雇用者数	0 人（R5） ➡	20 人（～R11）

具体的な取組	担当課
南黒田工業団地整備	産業課
工場等設置奨励	産業課

3 地場産業の活性化

- 町の特産品の販路拡大など、地場産業の活性化を図る。
- 愛媛県オリジナル米「ひめの凜」の生産拡大による地場産業の活性化を図る。
- 農業・水産業・商業・工業と地域、行政の連携により、魅力ある地域産業づくりに取り組み、町内産業全体の活性化を図る。

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目 標
販路開拓市での成約件数	5 件（R5） ➡	5 件（R11）
たわわ祭来場者	1.4 万人（R5） ➡	1.5 万人（R11）

具体的な取組	担当課
ひめの凜生産拡大支援	産業課
松山圏域事業	産業課
まさき町産業まつり	産業課
農業労働力の確保	産業課

【基本目標3】安全・安心で賑わいあふれる元気な松前町づくり

(1) 基本的な方向

○住民が安心して暮らすことができ、将来にわたって賑やかで元気なまちをつくる。

《成果目標》

○人口の社会増減数 基準値：386人（R1～R5）➡ 目標値：424人（R7～R11）

(2) 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

1 安全・安心なまちづくり

- 地域の防災力を強化するため、災害時の拠点となる消防団詰所を整備するとともに、計画的な資機材の配備や防災備蓄品の充実などを図る。
- 自主防災組織の活動の支援や防災士の養成により、地域での災害対応力の向上を図るほか、地域の防災意識の高揚を図る。
- 老朽し放置されている危険な建物の倒壊や延焼等による災害や住環境の悪化を防止するため、除却を行うものに対して補助金を交付するほか、管理放棄地を町が取得することにより、災害の防止及び住環境の改善を図る。
- 運転免許証を自主返納した高齢者に、公共交通機関の乗車券等を交付することにより、自主返納をしやすい環境を整備し、高齢者による交通事故の発生の抑制を図る。

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目 標
消防団詰所の整備数	5か所（R5） ➡	7か所（R11）
養成事業の活用による防災士数	240人（R5） ➡	300人（R11）
消防団員充足率	96.1%（R5） ➡	100%（R11）
老朽放置建物除却数	13軒（R1～R5） ➡	20軒（～R11）
運転免許自主返納者数	837人（R1～R5） ➡	500人（～R11）

具体的な取組	担当課
消防団詰所の整備	危機管理課
自主防災組織の育成	危機管理課
防災士の養成	危機管理課
消防団の充実強化	危機管理課
老朽放置建物対策の推進	まちづくり課
運転免許自主返納支援	危機管理課

2 「行ってみたい・住んでみたい・住んでよかった」と思ってもらえるまちづくり

- ふるさと納税の返礼品について、多くの種類から選択できるようにし、町と特産品の魅力発信を行う。
- 総務省が開設した移住ポータルサイトなどの活用など、積極的な情報発信を行うことにより、移住・交流を促進する。
- 「ホッケーの聖地・まさき」を目指し、地域の活性化と町の認知度向上を図るとともに、更なるホッケー普及と競技力向上を促進し、ホッケーのまちづくりを推進する。

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目 標
休日滞在人口率	1.28（R4） ➡	1.31（R11）
ふるさと納税額	1,221万円（R5） ➡	1億円（R11）
ホッケーによるまちづくり 交流人口	16チーム170名 （R5） ➡	18チーム200名 （R11）

具体的な取組	担当課
SNSを活用した広報活動の推進	総務課
進学等で県外に出た若者の地元回帰支援	産業課
ふるさと納税の促進を通じた町のPR	財政課
移住・交流促進のための積極的な情報提供	財政課
副読本を活用したふるさと教育の充実	学校教育課
ホッケーによるまちづくり	社会教育課

3 元気で生き生きと暮らせるまちづくり

- 高齢者が、住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしい生活を続けていくことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援などのサービスを一体的に提供することのできる地域包括ケアシステムの構築を進める。
- 高齢者や障がい者へのサポートを地域と一体となって提供するなど、生きがいを持って暮らせる活動を促進する。
- 特定健康診査を推進し、生活習慣病の危険因子を早期に発見することにより、その要因となっている生活習慣を改善し、生活習慣病を予防する。

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目 標
元気な高齢者の割合（要支援・介護認定を受けていない高齢者の割合）	81.1%（R5） ➡	81.1%（R11）
障がい者タクシー券の延べ利用回数	14回/人（R5） ➡	20回/人（R11）
特定健康診査受診者数	38.5%（R5） ➡	60.0%以上（R11）
コミュニティバス利用者数	23,227人（R5） ➡	28,000人（R11）

具体的な取組	担当課
地域包括ケアシステムの構築	福祉課
がん検診・総合健診の推進	健康課
健康相談・健康教育の推進	健康課
食育の推進	健康課
特定健康診査の推進	健康課
地域公共交通の充実	町民課
障がい者タクシー券の交付	福祉課

4 広域連携による活力あるまちづくり

- 広域連携によるコンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても活力ある社会経済を維持するための取組を推進する。

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目 標
新規連携取組数	新規10項目（R3） ➡	新規5項目（R8）

具体的な取組	担当課
連携中枢都市圏の推進	財政課

第2章 松前町DX推進基本方針

はじめに

今般の新型コロナウイルス感染症対応では、行政の情報システムや業務プロセスが十分に構築されていなかったことや、横断的なデータの活用が十分にできなかったことなど、行政における様々な課題が明らかになりました。

また、少子高齢化が進む中、労働人口の減少により2040年には現在の半数の行政職員で自治体を支える必要がある（平成30年7月、総務省自治体戦略2040構想研究会報告）とされており、松前町においても労働人口の確保に影響があることが懸念されます。

こうした様々な課題を解決するため、松前町においても組織全体でDXに取り組む必要があることから、認識共有・機運醸成を図るため、デジタル化の取組について方針を示した「松前町DX推進基本方針」を策定します。

総論 1

当方針の基本理念・位置づけ

当方針は、松前町総合計画に設定された基本理念の具現化及び課題の解決を、デジタル技術などを活用して後押しするものです。

なお、当方針は、官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定する市町村官民データ活用推進計画として位置付けることとし、松前町総合計画における基本計画の見直しに合わせて5年ごとに見直しを行うこととします。

総論 2

DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは

デジタル化は3段階で区分されており、「①デジタイゼーション（情報のデータ化）」、「②デジタルイゼーション（業務のICT化）」、「③DX（デジタル変革による価値創造）」の順序で進みます。

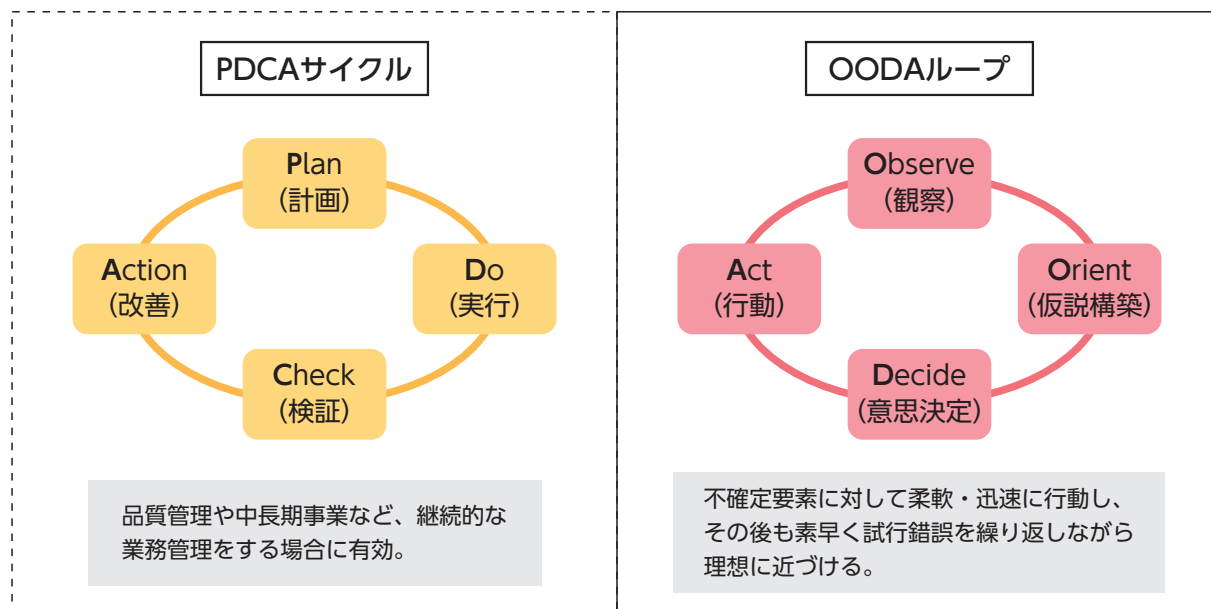
下記のとおり、効率化やコスト削減を主な目的とするこれまでのICT化と、住民本位の行政を実現することを主な目的とするDXは区別されています。

	デジタル化の3分類		
内容	① Digitization (デジタイゼーション) 情報のデータ化	➡ ② Digitalization (デジタルイゼーション) 業務のICT化	➡ ③ Digital Transformation (デジタル・トランスフォーメーション) デジタル変革による価値創造
視点	業務効率化、コスト削減、省人化		UI、UX、ユーザー目線
主眼	業務本位		住民本位

※UI…User Interfaceの略称。ウェブサイトやアプリの表示画面の見た目や操作性。
※UX…User Experienceの略称。システムやサービスの利用を通じてユーザーが得る体験。

【OODAループの採用】

DXには不確実な要素が多いだけでなく、柔軟性・迅速性が要求されることから、従来のPDCAサイクルだけでなく、OODAループの考え方を積極的に取り入れます。



【スモールスタート】

DXに正解はありません。そのため、一部の業務で試験的に実施するなどして、内部の成功事例を元に他業務へ展開することも必要です。

【チャレンジ&アジャイル】

DXを進める為には、失敗を恐れずチャレンジしなければなりません。試行錯誤を重ねて理想に近づけることが重要です。

【選択的推進】

人的・物的・経済的資源には限りがあります。また、急速に変動するデジタル化社会に対応するため、全体の状況に応じて優先順位や実施時期を考慮します。

なお、デジタル技術の活用はあくまでも手段であって目的ではありません。研究の結果、時にはデジタル技術を使わないといった決断も必要です。

職員の認識共有・機運醸成等

全職員が、自分事として全ての業務にDXを浸透させる必要があることから、全職員の意識改革を進めるとともに、デジタルリテラシーとスキルセットの向上に努めます。

また、職員同士の情報連携を強化し、部局を超えた取組が行いやすい環境をつくります。

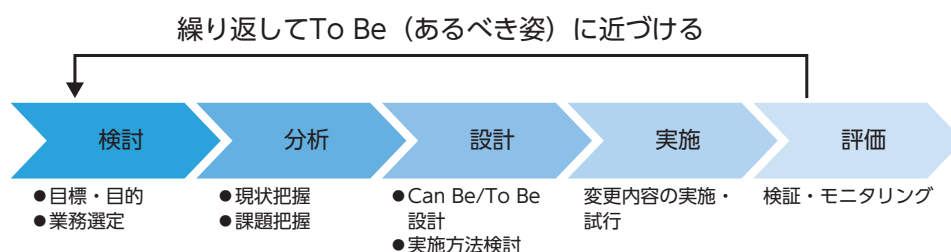
【取組例】

職員研修、情報収集、ワーキンググループの実施、コミュニケーションツールの活用など

業務改革（BPR）の推進

行政サービスの向上並びに業務の簡素化及び効率化を前提として、各課において随時業務プロセスの再構築を図ります。

【手順（例）】



【ペーパーレス化の推進】

ペーパーレス化は、業務の効率化だけでなく、庁舎内のスマート化やテレワークの実現など多様な職場環境への対応を可能とする効果も期待できます。

今後、利用機器のモバイル化などにより、これまで以上に業務の電子化や会議資料のペーパーレス化を進めます。

【オープンデータの推進】

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）においては、国と地方公共団体はオープンデータの促進について必要な措置を講じることとされています。

松前町においても、これまでにオープンデータを公開していますが、更なる推進を図ることで、諸課題の解決やサービス開発に寄与します。

【データ活用の推進】

状況の変化に柔軟に対応するためには、データを使って方向性を判断する必要があります。先行きの予測が困難な状況の中、経験や勘に頼るだけでなく、これまで以上にエビデンスを基に取り組むことが重要です。

今後、職員数の減少など経営資源が大きく制約されることを前提としながら、現在の半数の職員数でも組織を維持できるよう業務のあり方を変革していかなければなりません。

そのためには、業務改革を進めつつ、定型的な業務はデジタル技術によって処理し、職員は人間にしかできない業務に注力できるようICT化を推進します。

【取組例】

AI、RPA、ノーコード・ローコードツールの活用など

国は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）を定め、住民記録、地方税、福祉など政令で定める自治体の主要な業務システムを、国が整備を進めているガバメントクラウドに統一的な基準で構築することで、コスト削減やデータ連携の強化を図ることとしました。松前町においても、今後の国の進捗状況に合わせて順次対応する必要があります。

令和元年5月に改正された情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）が掲げる「デジタル化の基本原則」を踏まえながら、既存の考え方にとらわれずに業務プロセスを見直しつつオンライン化を進めます。

〈デジタル化の基本原則〉

デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
コネクテッド・ワンストップ：複数の手続・サービスをワンストップで実現する

【取組例】

- 電子申請システムやノーコード・ローコードツールを活用した手続きのオンライン化を推進
- マイナンバーカードの取得率の向上
- 電子決済の推進

労働人口が減少するなか、行政を支える人材を確保するためにも、必要に応じてライフステージに合わせた柔軟な働き方ができるようにし、多様な人材が活躍できる環境を整えるよう努めます。

また、現場作業や災害時などにおいても、自席から離れた場所で業務ができるよう働き方の手段を確保します。

行政手続きのオンライン化、テレワーク、クラウド化など新たなデジタル化社会に対応するため、松前町においてもセキュリティポリシーを随時見直すとともに、多様な働き方に対応可能なセキュリティの確保に努めます。

【デジタルデバйд対策】

社会全体のデジタル化が進む中、住民がデジタル化の恩恵を広く受けられるようにします。

【取組例】

- 住民のデジタルリテラシー向上支援（スマホ教室など）
- 利用者に優しいUI（ユーザーインターフェース）の設計
- マイナンバーカード取得率の向上

【情報発信強化】

利用者が情報を取りに来るこれまでのプル型（ホームページやSNS）の情報発信と併せて、町が利用者へ情報を発信するプッシュ型の情報発信についても取組を推進します。

本方針策定後においても、状況の変化に対応できるよう、情報収集及び研究を継続し、必要に応じて柔軟に本方針の見直しを行うなど臨機応変にDXを推進します。

資料編



松財第 383 号
令和 6 年 9 月 19 日

松前町総合計画審議会会長 様

松前町長 田中 浩介



第 5 次松前町総合計画基本計画の見直しについて（諮問）

松前町では、今年度第 5 次総合計画が中間年度を迎えることから、社会・経済情勢の変化に対応し、第 5 次松前町総合計画基本計画を見直しすることとしています。

つきましては、松前町総合計画条例（平成 30 年松前町条例第 7 号）第 4 条の規定に基づき、第 5 次松前町総合計画基本計画案について意見を求めます。

令和7年2月18日

松前町長 田中 浩介 様

松前町総合計画審議会

会長 前田 眞



第5次松前町総合計画基本計画の見直しについて（答申）

令和6年9月19日付け、松財第383号にて諮問のありました標記の件について、慎重に調査、審議した結果、別添「第5次松前町総合計画基本計画見直し案」につきましては、適当であるとの結論を得たので、下記の意見を付して答申します。

なお、審議過程において、各委員からは基本構想や各種個別計画の分野に係る意見も多くありました。それらの意見については、次期総合計画の基本構想や個別計画の策定の際の一助となることを期待します。

記

- 1 本計画が子供からお年寄りまで、多くの町民にとって分かりやすく、理解しやすいものになるような工夫をし、周知に努めてください。
- 2 町民、町民活動団体、事業者と行政との共通認識の下、多様な主体と連携し、本計画に基づく施策の推進に努めてください。
- 3 施策、事業の評価と改善について、客観的かつ合理的な根拠を用いる仕組みを確立し、その成果を次期総合計画の策定につなげてください。
- 4 町民からパブリックコメントを通じて寄せられた意見のうち、具体的な取組に係る意見については、事業推進の参考にするなど町政への反映を図ってください。

別添

第5次松前町総合計画基本計画見直し案

松前町総合計画審議会会議録

松前町総合計画審議会委員名簿

		役 職	氏 名	備 考
1	学 識	愛媛大学 地域協働推進機構	前田 眞	会 長
2	学 識	松山大学 法学部	倉澤 生雄	
3	学 識	松山東雲女子大学 心理子ども学科	西村 浩子	
4	医療・健康	伊予医師会 松前支部	向田 隆通	
5	医療・健康	伊予歯科医師会	塩崎 雄生	
6	商工業	商工会	菅 啓三	
7	町民代表	区長会	仲島 政夫	
8	福 祉	社会福祉協議会	喜安 光男	副会長
9	福 祉	民生委員児童委員協議会	木村 雄二	
10	高齢者	松前町老人クラブ連合会	森内 修	
11	漁 業	漁業協同組合	穴山 修三	
12	農 業	青年農業者協議会	小林 裕之	
13	文 化	文化協会	矢田 弘	～R6.11.7
			岡井 宏	R6.11.8～
14	教 育	松前町小・中学校校長会	久保田貴章	
15	教育・保護者	松前町PTA連絡協議会	山崎 太志	

(順不同・敬称略)

計画見直し経緯

日 付	内 容	備 考
R6.2.20	議員全員協議会	概要説明
R6.5.23 ～R6.6.14	町民アンケート	
R6.6.4 ～R6.6.17	学生アンケート（伊予高校、愛媛大学）	
R6.6.7 ～R6.6.24	学生アンケート（松山大学）	
R6.8.29	議員全員協議会	概要、アンケート報告、 中間評価説明
R6.9.19	第1回松前町総合計画審議会	概要、アンケート報告、 中間評価、素案説明
R6.10.25	議員全員協議会	素案説明
R6.11.19	第2回松前町総合計画審議会	第1回開催時の意見反映説明
R6.12.5	議員全員協議会	審議会結果を踏まえた パブコメ前素案説明
R7.1.6 ～R7.2.5	パブリックコメント実施	
R7.2.25	議員全員協議会	
R7.3.19	基本計画（見直し）議決	

第5次 松前町総合計画 【改訂版】

発行年月：令和7年3月

発 行：松前町

編 集：松前町 総務部 財政課 企画政策室

〒791-3192

愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地

TEL：089-985-2111

FAX：089-985-4148

URL：<https://www.town.masaki.ehime.jp/>
